

北海道環境基本計画

[第2次計画]

改定版

平成28年3月

北海道

【はじめに】

- ◆ 私たちの住む北海道の良さとは何でしょう。
それは、豊かな自然に恵まれていることでしょうか。
北海道ならではの「あずましい（※ 落ち着いて心地よいという意味）」暮らしができることでしょうか。
- ◆ 私たちの住む北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な森林、湿原や湖沼などが織りなす美しい大地とそこに生きる北国特有の様々な野生生物など、豊かな自然環境に恵まれています。
この恵みのもと、安らぎのある生活が営まれるとともに、農林水産業をはじめとする様々な産業が成り立ち、安全・安心な農水産物が提供されています。
北海道は、まさに日本の食生活を支える屋台骨と言えるのではないのでしょうか。
- ◆ ところが、いま、この恵まれた環境を脅かす事象が懸念されています。
すなわち、地球温暖化をはじめとした地球環境への負の影響が確実に進行し、人類の生存や社会に対する脅威となることが懸念されています。
このことは、決して北海道にも無関係ではありません。
これらの問題は、誰かが解決してくれるだろうなどと考えるはいませんか。
- ◆ この北海道の、そして地球の環境を良くするのも悪くするのも、私たち一人ひとりが鍵を握っています。
私たちは、将来にわたって環境の恵みを受け続けることができるよう、一人ひとりが意識をもって、自ら行動し、環境を良くしながら経済活動も活性化させるという環境と経済がともに向上する社会をつくりあげ、北海道を元気づけていくことが大切ではないのでしょうか。
- ◆ 今こそ、私たち道民は、持てる英知を結集して、先人たちから受け継いできたこの北海道の豊かな環境を守り育て、将来の世代に引き継いでいかなければならないのではないのでしょうか。
- ◆ これらの問いに答えを出すのは、私たち一人ひとりです。
私たちは、その答えを見つけるために、将来こうありたいと思い描く姿を見据えて道を歩むこととなります。
その道しるべとも言える新たな環境基本計画をここに提案します。

（平成20年3月）

【改定にあたって】

- ◆ 平成 20 年 3 月に策定した環境基本計画〔第 2 次計画〕では、21 世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げるとともに、将来像の実現に向け、計画期間に展開する施策の基本的事項を示しており、道ではこの〔第 2 次計画〕に基づき、各種の施策を推進してきました。
- ◆ 〔第 2 次計画〕策定後に実施してきた施策は、その進捗状況について毎年点検・評価を行っており、目標の達成状況を把握するとともに課題等を整理しています。
これまで、〔第 2 次計画〕で重点的に取り組む事項としてきた循環型社会形成の推進に関する条例（平成 20 年 10 月）、地球温暖化防止対策条例（平成 21 年 3 月）及び生物の多様性の保全等に関する条例（平成 25 年 3 月）の制定並びに各条例に基づく個別計画の策定などの各分野における枠組の整理と、これらの枠組に基づく取組を進めてきており、廃棄物のリサイクル率が向上するなど、目標の達成に向け順調に推移している分野があります。
一方、エゾシカをはじめとした野生動物とのあつれきの緩和や温室効果ガス排出量の更なる削減などの課題を有する分野もあり、引き続きこうした課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。
- ◆ 施策の基本的事項を示すにあたって考慮すべき社会経済の状況も大きく変化しています。
北海道は、全国を上回るスピードで進行している人口減少への対応という地域の存亡に関わる難題に直面しており、地域の特性を活かした持続可能な地域社会を創生していくことが重要な課題となっています。
また、平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、自然の脅威に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認識されることとなりました。
こうした社会経済の課題は、環境とも密接に関連しており、環境保全に関する施策の展開により、環境政策もこれらの課題の解決に向け、その役割を果たす必要があります。
- ◆ 今回の改定は、こうした第 2 次計画策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、将来像の実現に向けて、計画を今日の状況により即したものとするため、施策の方向などについて所要の見直しを行ったものです。

（平成 28 年 3 月）

【目次】

第1章 総論	1
1 計画の基本的事項	1
(1) 計画の位置付け・性格	1
(2) 計画の期間	1
(3) 計画の構成	2
(4) 各主体の役割等	3
(5) 計画が対象とする環境保全の範囲	4
2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況	5
(1) 社会経済の状況	5
(2) 環境の状況	6
(3) 道民の意識	7
3 将来像（長期目標）	9
(1) 将来像	9
(2) 将来像の視点	10
第2章 施策の展開（施策の基本的事項）	13
1 分野別の施策の展開	17
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	17
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	23
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	30
(4) 安全・安心な地域環境の確保	40
(5) 各分野に共通する施策の展開	46
2 重点的に取り組む事項	55
(1) 基本的な考え方	55
(2) 重点的に取り組む事項	56
第3章 計画の推進	60
1 道民の意見の反映	60
2 推進体制	60
3 計画の進行管理	60
4 計画の見直し	61
用語解説	62
指標群一覧	66

資料編

- 1 計画の改定経過 資 1
- 2 北海道環境審議会委員名簿 資 3
- 3 北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版（原案）に対する
道民意見募集結果（概要） 資 5
- 4 平成 26 年度北海道環境基本計画〔第2次計画〕に基づく
施策の進捗状況の点検・評価結果（概要） 資 6
- 5 「環境問題への関心・考え方について」の
道民意識調査結果（概要） 資 11
- 6 北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第 37 号） 資 16

第1章 総論

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け・性格

- 環境基本計画は、環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにするものです。

このため、平成20年3月に策定した環境基本計画〔第2次計画〕（以下「〔第2次計画〕」という。）では、21世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げるとともに、目標の達成に向け、計画期間に展開する施策の基本的事項を示しています。

- この環境基本計画〔第2次計画〕改定版（以下「改定計画」という。）は、〔第2次計画〕の見直し規定に基づき、〔第2次計画〕策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、主に施策の方向や重点事項など「施策の基本的事項」に関して所要の改定を行ったものです。

- また、環境基本計画は、道の環境政策を推進する上での基本的な計画であることから、道の環境に関する個別の計画等は、この改定計画が示す方向に沿って策定・推進されるものです。

- さらには、この改定計画は、環境に関する特定分野別計画として、道の「新しい総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って見直しを行っており、総合計画と一体的に推進されるものです。

- なお、政府は、国全体としての環境政策の方向と取組の枠組を明らかにする第4次環境基本計画を定めていることから、国の環境基本計画との整合を図りながら、この改定を行っています。

(2) 計画の期間

- 環境基本計画は、身近なごみ問題から、地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした計画です。

計画期間の設定に当たっては、特に地球環境問題のように長期的な視点に立って取り組むことが重要な問題などを考慮して、ある程度の幅を持たせることが必要です。

このようなことから〔第2次計画〕では、平成20年度からおおむね10年間を計画期間とし、計画の推進に取り組んできました。

- 一方で、環境基本計画は「総合計画が示す政策の基本的な方向に沿う」ものとされており、平成28年度からスタートする道の「新しい総合計画」との整合を図ることも重要です。

- また、この改定計画では、第2章の「施策の展開（施策の基本的事項）」について大きな見直しを行っており、その方向に基づく施策を実施し評価するためには、一定の期間が必要です。
- 以上のような視点に立って、この改定計画の期間については、次のとおりとします。

計画期間は平成28年度からおおむね5年

(3) 計画の構成

- 環境基本計画では、長期目標と施策の基本的事項を定めることとしています。
- このため、21世紀半ばを展望した北海道の将来あるべき環境の姿とその具体的なイメージを将来像（長期目標）として示します（第1章3）。
また、その実現に向けて、計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）を掲げます（第2章）。
「施策の展開」の中では、分野ごとにめざす姿を明らかにし、その実現のための施策展開における目標や、目標の達成状況及び施策の進捗状況を表す指標群を掲げるとともに、道の施策の方向と主な取組などについて記載します（第2章1及び2）。

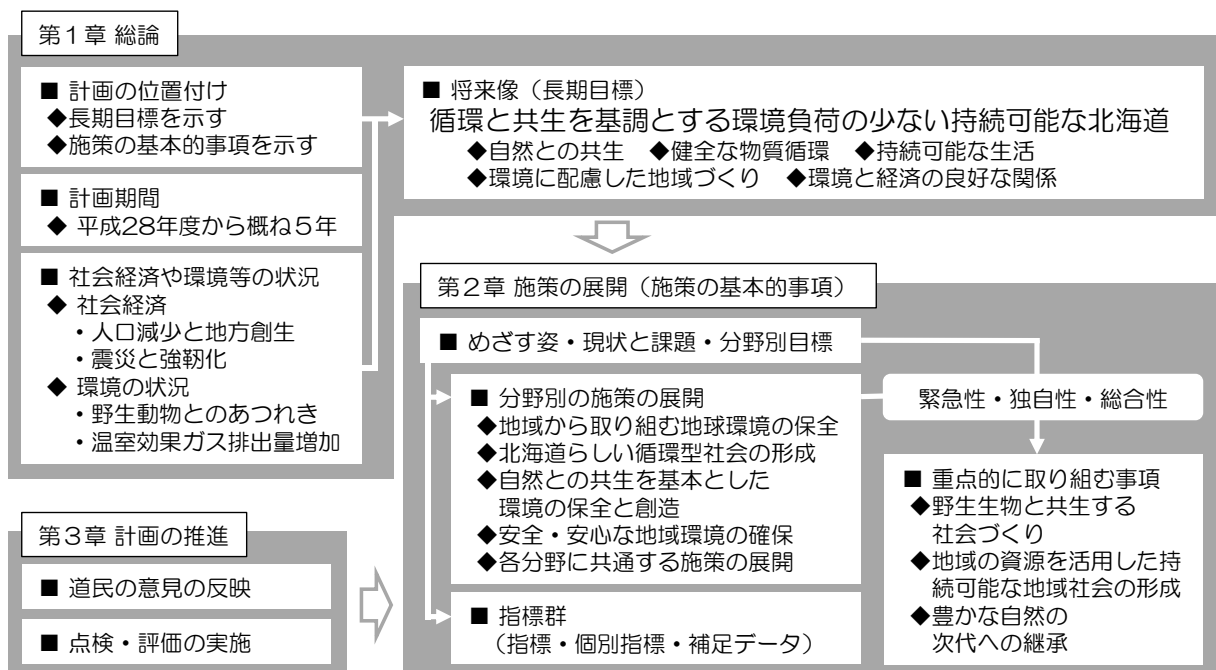


図1-1 計画の構成

(4) 各主体の役割等

- 長期目標の実現に向けて、計画を推進するためには、道民や事業者等の各主体が自主的、積極的に環境保全に取り組むことが重要です。
そこで、それぞれの主体に期待される役割を掲げます。

《道民》

一人ひとりが環境問題への関心を持ち、理解を深めるとともに、「もったいない」の心を持ち、日常生活の中から積極的に環境に配慮した行動を実践することを期待します。
また、民間団体等が実施する環境保全活動に積極的に参加することを期待します。

《事業者》

自らの事業活動が環境に及ぼす影響と社会的責任の重要性を認識し、環境に配慮した事業活動を展開するとともに、環境に関する取組状況を自ら公表することを期待します。

《NPO等の民間団体》

環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に環境配慮の取組の環を広げることを期待します。
また、道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を果たすことを期待します。

《市町村》

環境基本計画の示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性を踏まえた総合的な環境施策を推進することを期待します。
また、環境に関する理解を深める機会や情報を提供することなどにより、住民等の環境に配慮した活動を促進することを期待します。

《道》

道民、事業者、NPO等の民間団体、市町村との連携のもと、環境基本計画の示す方向に沿って、総合的・計画的な環境施策を推進し、各主体の取組を支援するとともに、自らが実施する事務・事業において、率先して環境に配慮した行動を行います。
また、広域的な取組を必要とする課題などに対応するため、国や他県などの関係機関との連携を進めます。

- なお、北海道の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、情報発信に努め、北海道を訪れる観光客や北海道の環境のすばらしさに共感する人など北海道に関わりをもつ道外の人たち（ステークホルダー）に、道民や事業者などの取組や行政の施策への協力・支援を期待します。
- また、長期目標の実現に向けて、各主体は、それぞれの役割を踏まえたうえで、必要に応じて他の主体の役割を実践するなど多重的な役割もこなしながら、互いの得意分野を活かして連携・協働していくことが重要です。

(5) 計画が対象とする環境保全の範囲

- 本計画が対象とする環境保全の範囲は、環境基本法が対象とする範囲と同様の考え方によります。

そもそも「環境」は包括的な概念で、また、環境施策の範囲は時代の社会的ニーズや国民的意識の変化に伴い変遷していくものです。

このため、その範囲を明確に示すことは難しいものです。

しかし、本計画が対象とする環境保全の範囲としては、環境基本条例第9条に規定する施策の基本方針等を踏まえ、次のとおり想定しています。

- ・ 大気・水・土壌等の良好な状態の保持、廃棄物の適正処理など生活環境の保全
- ・ 生物の多様性の確保、森林、農地、水辺地等の多様な自然環境の保全
- ・ 身近な緑や水辺とのふれあいなど心の豊かさが感じられる快適環境の創造
- ・ 地球温暖化やオゾン層破壊の防止、資源の循環的利用やエネルギーの適正・有効利用などによる地球環境の保全

< 参 考 > 環境基本条例第9条「施策の基本方針」

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- 二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- 三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- 四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況

(1) 社会経済の状況

- 北海道の総人口は、平成9年の約570万人をピークに減少に転じています。
国の推計によると、平成22年の約550万人から平成52年には約419万人へと、131万人(23.9%)の人口減少が見込まれており、減少率は全国平均(16.2%)を大きく上回っています。
また、地域別にみると、札幌とその周辺の都市部へ人口が集中しており、この傾向は今後も続く予想されています。
少子高齢化も引き続き進行しており、高齢者の人口が約171万人となる平成52年には、その人口割合が4割を超える(40.7%)と見込まれています。

<北海道の人口>

- ・総人口 H17：約563万人 → H22：約550万人 → H52：約419万人*
- ・年齢別人口
 - (15歳未満) H17：約72万人 → H22：約66万人 → H52：約35万人*
 - (65歳以上) H17：約121万人 → H22：約136万人 → H52：約171万人*
- ※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(25年3月推計)をもとに道が推計

- 人口減少の進行は、産業の担い手不足や生産・消費の縮小、地域のコミュニティ機能の低下、税収減・社会保障費の負担増による財政の制約など、経済や道民生活に様々な影響を及ぼします。
人口減少の進行の緩和を図る方策とともに、人口減少が地域に与える様々な課題への対応を同時に進め、地域の特性を活かした持続可能な地域社会を築く必要があります。
- 北海道経済は、東日本大震災直後の自粛ムードが和らぐ中、生産活動が盛り上がり欠けるなど、一時は足踏み感がみられたものの、国内外の景況回復を背景とした消費者マインドの改善や円安及び海外直行便の就航などを背景とした海外からの来道客の増加などを受け、緩やかに持ち直しています。
- 東日本大震災により、私たちは、日々の暮らしが自然の脅威と常に隣り合わせにあり、災害に対する備えがいかに重要であるかを強く認識させられました。
この教訓を踏まえ、本道においても、「北海道バックアップ拠点構想(H24.3)」により、国家規模の大規模自然災害のリスク低減に貢献していくための取組を進めるとともに、「北海道強靱化計画(H27.3)」に基づき、北海道強靱化を推進しています。
- 情報化社会が進展する中、道内においても全ての市町村でブロードバンド*環境が整備されていますが、最近では、スマートフォン*、タブレット端末*の急速な普及やソーシャルメディア*の利用拡大、クラウドサービス*の進展、ビッグデータ*・オープンデータ*の活用など、ますます技術が進歩し、IT*を利活用できる場面が更に広がってきています。
- 広大な行政面積を有する中で行政サービスを提供していることなどから、財政需要が多額となっていますが、それに見合う道税などの財源を確保できず、平成25年度決算後の財政

力指数*は、0.389 と全国平均の 0.464 に比べ低くなっています。

収支不足額は平成 18 年度をピークに徐々に減少しており、財政構造は着実に改善しているものの、今後も収支不足が発生する見通しにあり、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があります。

(2) 環境の状況

○ 大気環境

- 大気中の主な汚染物質は、概ね環境基準を達成しており、大気環境は良好な状態を維持しています。
- 平成 21 年に環境基準が設定された微小粒子状物質 (PM_{2.5}) *については、道内でも注意喚起を実施する事態が生じています。

○ 水環境

- 河川における水質の環境基準達成率は高い状況となっておりますが、湖沼など閉鎖性水域においては、依然として低くなっています。
- 地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性及び亜硝酸性窒素等による汚染が確認されています。

○ 騒音

- 騒音に関する環境基準の達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音とも高い状況となっておりますが、航空機騒音については新千歳空港・千歳飛行場で達成できていません。

○ 廃棄物

- 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3R*の進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は全国平均を上回っています。
 - 産業廃棄物の排出量は、全国の約1割を占めており、このうち、半分を畜産から排出される家畜ふん尿が占めています。
- また、産業廃棄物の再生利用率は増加傾向にあり、全国平均と同程度となっております。

○ 地球環境

- 二酸化炭素等の温室効果ガス*排出量は、東日本大震災以降、電源構成の変化（火力発電の増加）などを受け増加傾向を示しています。
- また、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、道民一人当たりの二酸化炭素の排出量や民生（家庭）部門・運輸部門からの排出割合が全国と比較して高くなっています。

○ 自然環境

- 広大な面積を持つ数多くの自然公園や全国的にも数少ない原生自然環境保全地域のほか、知床世界自然遺産*やラムサール条約*湿地等の日本を代表する又は国際的に貴重な「すぐれた自然」が残されています。
 - 森林は、天然林が約7割を占め、エゾマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹が混じり合った針広混交林が広がるなどの特徴があります。
- また、森林面積は約 554 万 ha で、全国の約4分の1に相当しています。

- 道内には、北方系の豊かな生物相が形成されていますが、エゾシカなど特定の種の増加や外来種の生息域拡大などにより、農林水産業等への被害や本来の生態系への影響が発生しています。

(3) 道民の意識

- 平成 25 年 9 月に、道内に居住する満 20 歳以上の道民 1,900 人を対象に行った道民意識調査において、「環境問題への関心・考え方について」のアンケート調査を実施した結果、次のようなことが明らかになりました。
- 環境への関心と環境配慮行動について、環境への関心は高く（75.9%）、日常生活において環境に配慮した行動を行う人の割合も 76.8%に達するなど、前回調査（平成 18 年度）と比較して大きく伸びており、道民の高い意識が伺えます。

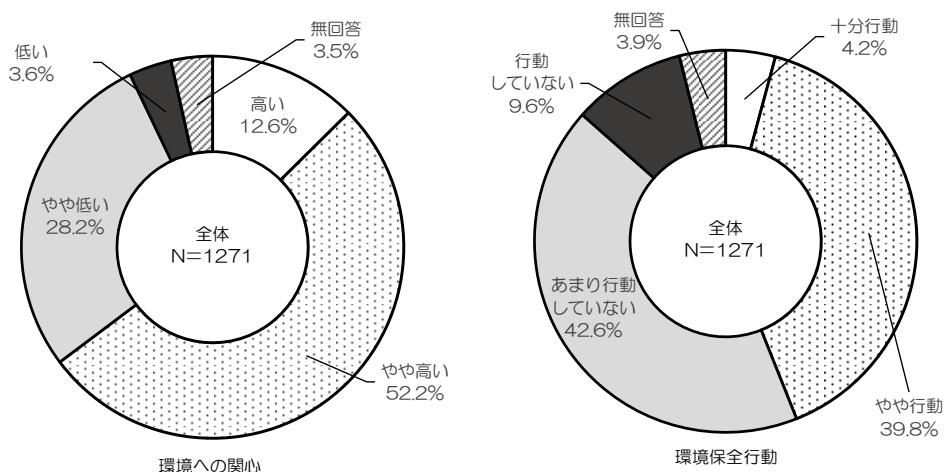


図1-2 平成 18 年度 道民意識調査：環境への関心と環境保全行動

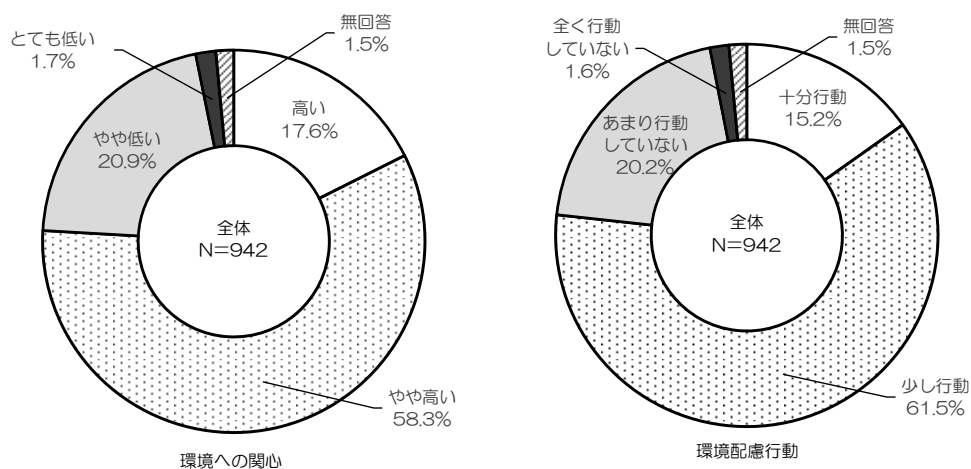


図1-3 平成 25 年度 道民意識調査その1：環境への関心・環境配慮行動

- また、日常生活で心がけている環境に配慮した行動については、ごみの分別やリサイクル、自然環境を汚さない、節電、物を大切に使う、エコドライブなど身近な取組が多くなっています。

しかし、環境に良い行動や取組を他人に勧めるといったところまでには至っていません。

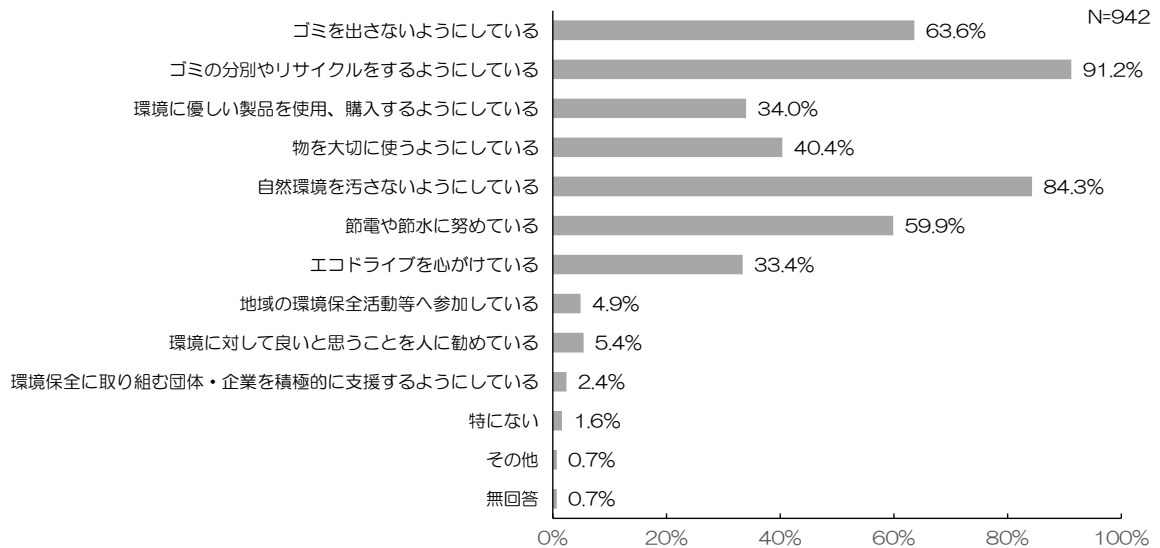


図1-4 平成25年度 道民意識調査その2：環境に配慮した行動

- 関心の高い環境問題については、「地球環境問題」(63.4%)が最も高くなっていますが、「放射性物質による環境汚染」(44.3%(前回調査なし))や「エネルギーの需給問題」(43.9%(+11.1%))、「生物多様性の確保」(26.9%(+8.3%))への関心も高まっています。

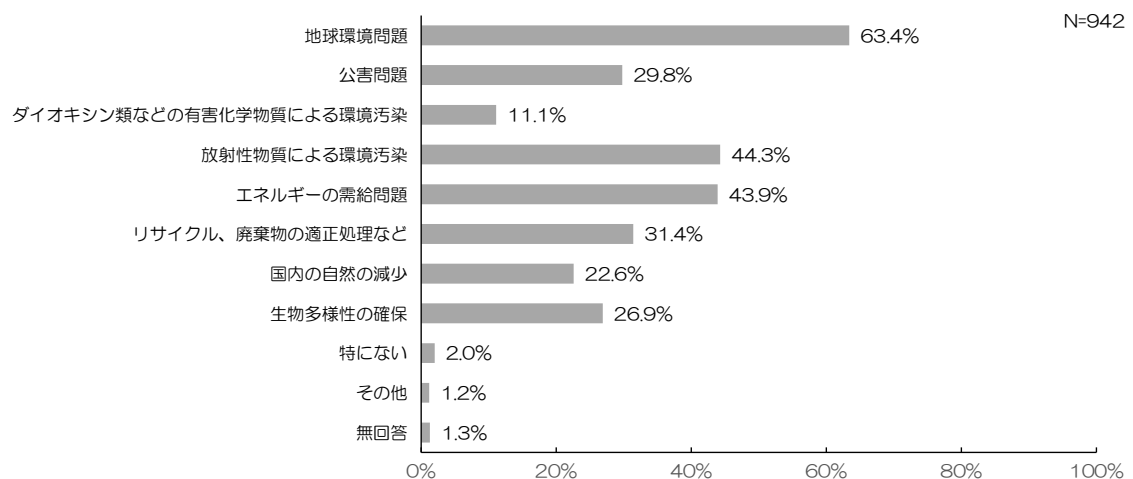


図1-5 平成25年度 道民意識調査その3：関心の高い環境問題

3 将来像（長期目標）

環境基本条例で規定する基本理念を踏まえ、21世紀半ばを展望した長期的な目標として、将来の北海道の環境の姿と、その具体的なイメージを示します。

（1）将来像

循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道
～ 未来に引き継ごう恵み豊かな環境 ～

将来像のイメージ

広大な森林や湿原、清らかな水をたたえる湖沼、そしてそこにいきいきと生息・生育する野生生物など豊かな自然は、先人たちから受け継がれてきました。清浄でおいしい空気や水が維持され、様々な物質の循環も良好に保たれています。

子どもたちは、幼い頃から自然とのふれあいや木製品の利用などを通じて、環境について理解を深め、大切に作る心が育まれています。

街には、生活に必要な機能がコンパクトに集積し、効率的にエネルギーが供給されています。そして、公共交通機関や自転車など環境にやさしい交通手段を使う暮らしへと変わっています。また、省エネ機器や太陽光発電などを取り入れた北国らしい住宅が建ち並び環境にやさしく、快適な生活空間が創られています。

さらには、街のあちらこちらにある木々の緑や川などの水辺での憩いが、人々に潤いや安らぎをもたらしています。

一方、農山漁村では、地域の人たちにより、自然と調和した美しい景観が守られ、環境に配慮しながら農林水産業が持続的に営まれています。その結果、農林水産物の地産地消*や森林の適切な保全・整備が進み、農地や森林などが持つ様々な環境保全機能がより一層発揮されています。

また、エゾシカやヒグマなどの野生動物の生息場所と、人間の活動域の間に一定の距離が保たれ、それらによる被害は少なくなりました。

人々は、「もったいない」の心を持って一人ひとりが環境と資源の保全に配慮した行動を心がけており、心の豊かさが感じられる質の高い暮らしをしています。

そして、恵み豊かな環境を将来の人たちにしっかりと引き継いでいます。

企業は、環境に配慮した事業活動を積極的に推進することで、社会の信頼と評価を得て業績を伸ばしています。そして、さらに、環境に良い技術の開発を進めるなど社会全体の環境負荷の低減に貢献しています。

このように、全ての人々が企業、団体や行政と互いに連携・協力して、環境と経済の良好な関係をつくり、自然と共生する大地・北海道を築いています。

(2) 将来像の視点

○ (1)で掲げる将来像と、その具体的なイメージを描く上では、北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点を考慮することが重要です。

◆ 自然と共生する

北海道の豊かな自然環境は、私たちの生活基盤をなすものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

こうした自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、自然との共生を基本として自然環境の保全と適正な利用や、森林、農地、水辺等が有する多面的機能の維持増進、さらには生物多様性*の確保を図る必要があります。

◆ 健全な物質循環を確保する

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌及び生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、その恵みを受けて、豊かな生活を営んできました。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄に象徴される経済社会システムや生活様式が定着し、環境への負荷が増大した結果、人類の生存基盤である地球の環境までもが脅かされることとなっています。

環境の恵みは、現在と将来の世代が共有すべきものであり、人間の活動による環境への負荷が環境の容量を超えることのないよう、できる限り減らし、健全な物質循環が保たれるようにしなければなりません。

◆ 持続可能な生活をめざす

人の価値観が物質的な豊かさから心の豊かさへと変化する中、自然とのふれあい志向の高まりなどから、自然と調和したスローライフ*や、LOHAS*といった健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルが注目されています。

私たちは、これまで物の豊かさを求めるあまり、環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じる要因となったことを反省し、将来に向けて、ライフスタイルを環境への負荷の少ないものに変えつつ、心の豊かさを感じられる質の高い生活を目指していくことが重要となってきます。

◆ 環境に配慮した地域づくりをすすめる

今日の環境問題が、私たちの日常生活や通常の事業活動に関わって生じていることを踏まえると、社会を構成する各主体は、日常の活動が環境負荷の少ないものとなるよう、自主的・積極的に取り組むことが求められます。

特に、地球規模の環境問題には、私たちの身近なところに起因しているものが多いことから、これらの解決に向けては、地域における一つ一つの取組の積み重ねが重要となってきます。

一方で、人口減少や少子・高齢化社会の到来は、地域の産業の担い手不足を招くだけでなく、生産活動の停滞・後退により、基幹産業である農林水産業においては、農地や森林、水域などの適切な管理が損なわれ、これらが有する多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されます。

従って、このような土地については、地域の人たちの協力のもと適切に管理していくとい

ったことが重要となるなど、地域における各主体が互いに連携して、地域特性を踏まえた持続可能な地域づくりに積極的に参画することが求められます。

◆ 環境と経済の良好な関係をつくる

公害問題から地球環境問題まで環境問題の態様が大きく変化する中、環境と経済の関係については、一般的に各方面において、環境と経済を対立的に捉える考え方や、環境を経済発展の基盤・前提条件と捉える考え方など様々な議論がされました。

しかし、今日の環境問題は、経済社会システムや生活様式に起因しているという特質があり、地球環境と人間活動が共生する持続可能な社会の実現を目指していく上で、環境と経済を別々に捉えて追求していけば、壁に突き当たることになってしまいます。

そこで、発想を変え、環境と経済を一体的に捉え、ともに向上して、環境保全と経済発展を可能な限り高い水準で達成することを目指していけば、人類の生存基盤である地球環境を存続させ、持続可能な社会を実現することができるのではないのでしょうか。

そのための道筋としては、環境への配慮を経済発展の原動力とし、環境と経済の間に好循環を生み出していくことが重要で、現に、そのような取組も始まっています。例えば、

- ① 企業は、高い水準の省エネ技術を取り入れた環境にやさしい製品を開発することが消費に結びつくとともに、企業の社会的責任（CSR）*への関心の高まりから、投資家などの注目を浴び、さらなる技術革新を通じて、発展していく
- ② 「もったいない」という物を大切に作る心を持つ人が増えると、ごみの減量や省資源につながるだけでなく、この考え方を活かしたレンタル産業やリサイクル産業が発展して新たな雇用を生み出したり、フリーマーケットのような住民同士の交流を通じて、社会全体の環境意識が高まっていく
- ③ 環境との調和に配慮したクリーン農業*や有機農業*が展開され、安全・安心で品質の高い農産物を提供することにより、消費者の支持が得られ、農業が持続的に発展し、本来有する自然循環機能などの多面的な機能が発揮されていく
- ④ 自然とのふれあいや健康保持への関心の高まりから、地域の自然を資源としたエコツーリズム*が展開され、多くの人々が訪れることで、地域の経済を活性化するとともに、豊かな自然を地域の誇りと考え、大切に保存して地域の活性化につなげていこうとする人が増えていく

といったように、積極的な環境配慮行動が消費者（住民）の信頼を得て、さらに社会全体の環境負荷低減に貢献していくような環境と経済の良好な関係をつくるのが、経済活性化が至上命題である今の北海道に求められています。

＜ 参 考 ＞ 環境基本条例第3条「基本理念」

第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

＜ 参 考 ＞ 環境宣言とエコアイランド北海道について

道では、平成20年に開催された「北海道洞爺湖サミット」を機に、「北海道環境宣言」として、環境と調和した「エコアイランド北海道」づくりに道民総意のもと取り組んでいく決意を宣言しています。

「エコアイランド北海道」は、この環境基本計画で目標として掲げている「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を象徴するイメージとして提唱しているものです。

なお、道民や事業者をはじめNPOなどが連携して、「北海道環境宣言」における環境にやさしい「8つの行動」に取り組むことができるよう定めることとしている総合的な取組指針である「北海道環境行動計画」については、本計画がこれを兼ねるものとします。

第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

本章では、第1章で掲げている21世紀半ばを展望した将来像の実現に向け、この改定計画の期間とする今後の5年間に展開すべき政策分野ごとの施策の基本的事項を示します。

本章の1「分野別の施策の展開」の構成としては、各分野ごとに、まず、5年後のあるべき姿としての「めざす姿」を掲げています。

次に、これまでの〔第2次計画〕の点検・評価の結果などを踏まえ、主な「現状と課題」を示した上で、めざす姿の実現のための施策展開における「目標」や、目標の達成状況や施策の進捗状況を表す「指標群」を掲げるとともに、道民や事業者など各主体が取り組む主な事項を「各主体の取組方向」として記載しています。

最後に、5年間に展開する「道の施策」について体系を示したうえで、各施策ごとにその基本的な方向と主な取組を記述しています。

■ 全体の施策体系と個別計画・関連計画等について

第1章で掲げている将来像の実現のためには、「安全・安心社会」を確保した上で、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を統合的に達成していく必要があります（下図参照）。

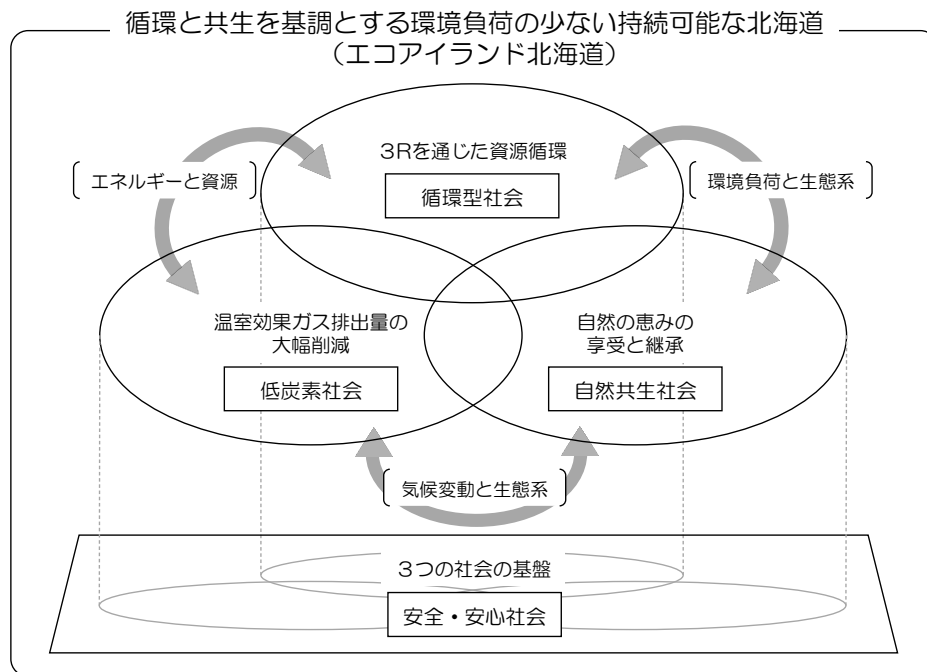


図2-1 循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道

したがって、この改定計画では、施策体系を「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、各分野に横断的・共通的に関わる施策を掲げる「各分野に共通する施策」の5つに整理してまとめています。

なお、各分野においては、この改定計画が示す施策の基本的事項に沿って、「地球温暖化対策推進計画」「循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性保全計画」「環境教育等行動計画」という4つの個別計画を策定しており、環境基本計画と連携して具体的な政策を推進することとしています。

このほか、環境政策については多数の関連計画等が策定されており、施策の推進にあたっては、これらの関連計画等との調和を図ることとします。



図2-2 施策体系と個別計画・主な関連計画等（前半）

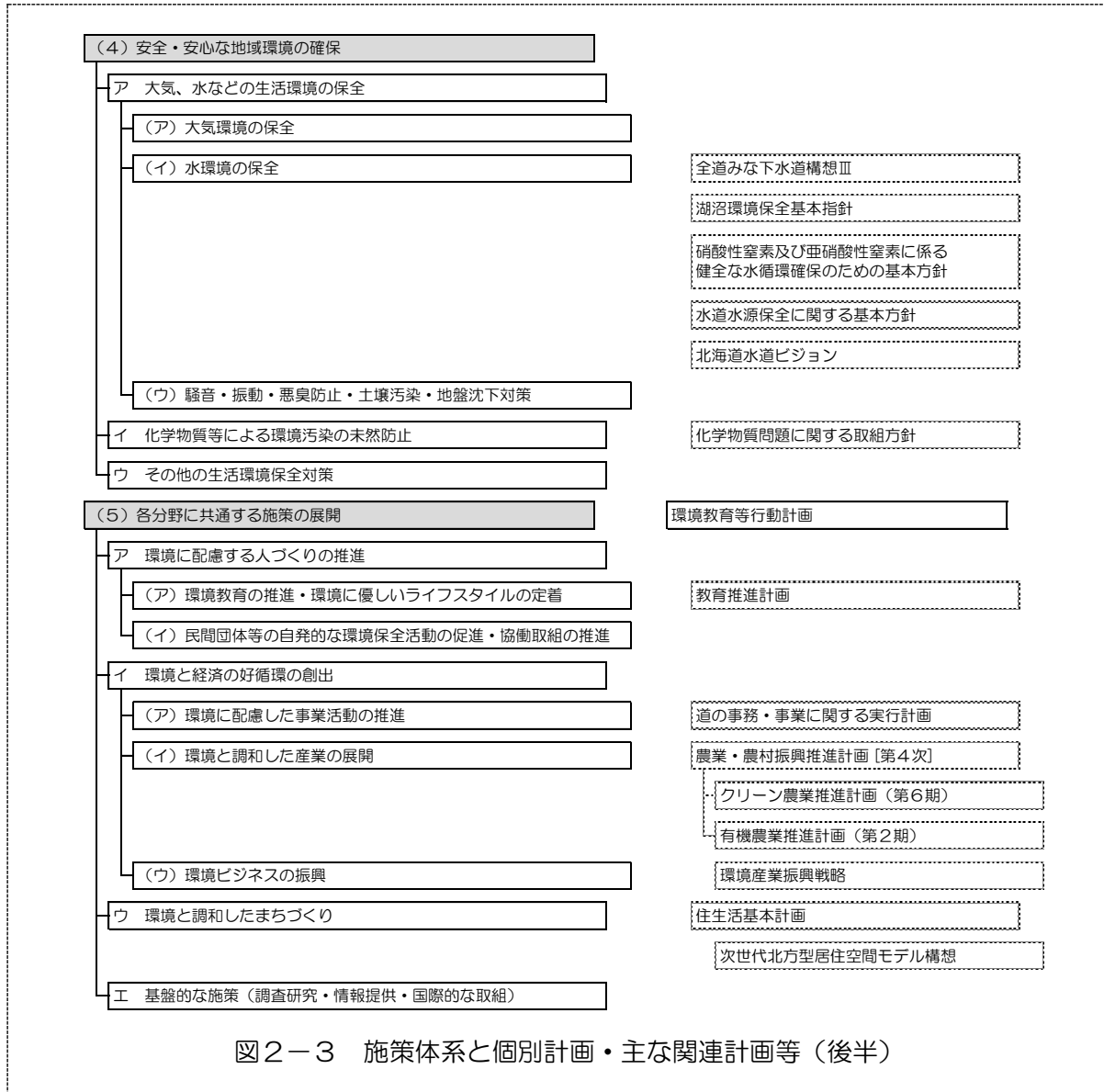


図2-3 施策体系と個別計画・主な関連計画等（後半）

■ 指標群について

これまでの〔第2次計画〕では、目標の達成状況を表すものとして、41の指標を設定し、計画の進行管理に使用してきました。

しかしながら、一部の指標においては目標の達成状況を示し切れていないこと、より多くのデータを用いることにより施策の進捗状況をわかりやすく示す必要があることなどから、この改定計画では、一律の「指標」ではなく、階層構造を持った「指標群」という考え方を導入し、目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握を行っていくこととします。

表2-1 指標群の考え方

	区 分	役 割	目標値
指 標 群	指 標	目標の達成状況を示す	有
	個 別 指 標	目標の一部の達成状況を示す	有
	補 足 データ	個別施策の進捗状況を把握する また、目標の達成状況の評価を補足し、今後の施策の方向性などの分析に使用する	無

※ 役割や性質が「指標」や「個別指標」にあたるデータであっても、継続的把握や目標値設定が困難な場合は補足データと位置づけます。

※ 「指標」や「個別指標」に設定する目標値については、個別計画や関連計画等での目標値の変更や状況の変化等を勘案し、必要に応じ柔軟に見直します。

※ 「補足データ」については、点検・評価の機会などを通じ随時見直し（追加、廃止、変更）を行います。

1 分野別の施策の展開

（1）地域から取り組む地球環境の保全

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

人々は、節電や節水、省エネ製品の使用、エコドライブの実践などを心がけており、環境に配慮した生活様式が定着しています。

また、企業は、省エネルギー製品の生産や新エネルギー*技術の開発・導入など環境に配慮した事業活動を積極的に進めています。

このように、人々のライフスタイルや企業の経済活動は、化石燃料だけに依存しない形へと変化しており、北海道における二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は着実に減っています。

また、道産木材の積極的な利用や森林の適切な保全・整備などの結果もあって、地球温暖化防止に着実に貢献しています。

現状と課題

《地球温暖化》

（温室効果ガスの排出）

- 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降、道内発電所の電源構成の変化（火力発電の増加）などの影響を受け増加傾向を示しており、その伸び率も全国を上回っています。（図2-1-1参照）

＜温室効果ガス排出量（単位：万 t-CO₂）＞

【北海道】 H2：6,366 → H20：7,132（+12.0%） → H24：7,306（+14.8%）

【全 国】 H2：127,000 → H20：132,700（+4.5%） → H24：139,000（+9.4%）

※ カッコ内の伸び率は基準年（平成2年）比

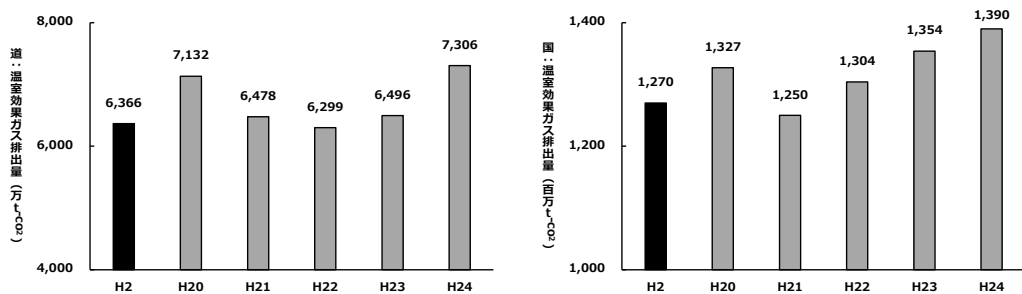


図2-1-1 北海道と全国の温室効果ガス排出量

- また、二酸化炭素については、積雪寒冷・広域分散型の地域特性から、民生（家庭）部門や運輸部門からの排出割合が全国に比べ高く、道民一人当たりの排出量も全国を上回っています。（図2-1-2及び図2-1-3参照）

＜一人当たり二酸化炭素排出量（単位：t-CO₂/人）＞

【北海道】 H2：9.6 → H20：11.5 → H24：11.9

【全 国】 H2：9.2 → H20：9.5 → H24：10.0

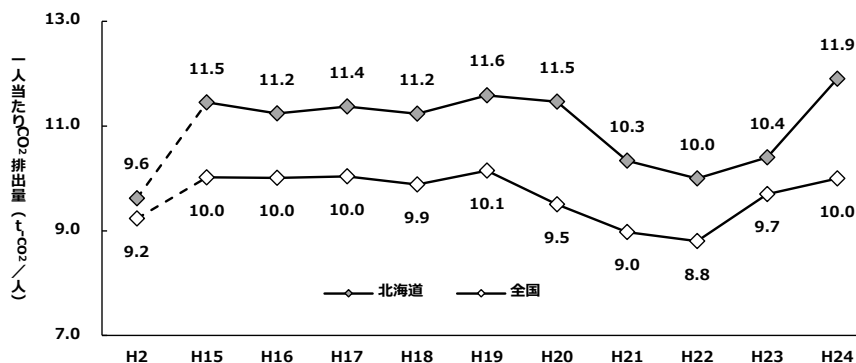


図2-1-2 北海道と全国の一人当たり二酸化炭素排出量

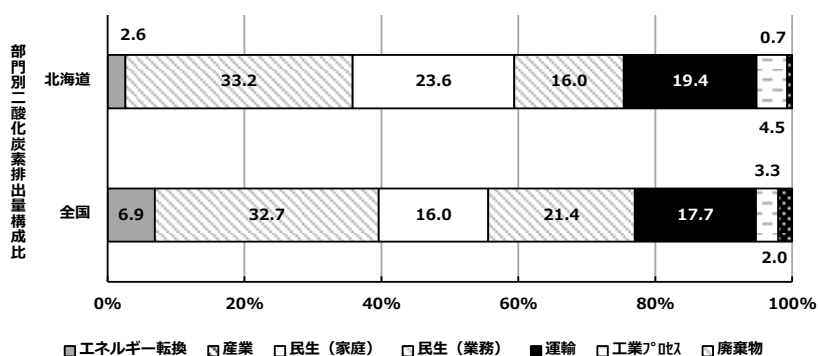


図2-1-3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量構成比（平成24年度）

- 温室効果ガス削減目標を達成するため、道民一人ひとりの日常生活や職場等での排出削減に向けたより効果的な取組の実践と定着が必要となっています。

（エネルギー利用）

- エネルギー需要は横ばいで推移していますが、全国に比べ石油への依存が高いことが特徴です。

このため、省エネルギーの取組や、太陽光、風力、バイオマス*や雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した再生可能エネルギー*の利用を積極的に進めるとともに、化石燃料だけに頼らない生活様式や事業活動の展開を図ることが求められています。

なお、再生可能エネルギーの開発にあたっては、風力発電におけるバードストライクなどの環境影響を適切に評価するとともに、開発に伴う環境影響の回避・低減に取り組むことも必要です。

- また、国は、平成26年4月に策定した「エネルギー基本計画」において「水素社会*の実現」を盛り込み、その実現に向けた「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定しています。

水素は利用段階で温室効果ガスの排出がなく、道内の豊富な再生可能エネルギーを利用した水素製造も可能であり、本道の優位性を活かせることから、産学官が連携し、水素社会の実現に向けた取組を加速させていくことが求められています。

（森林等における吸収源対策）

- 気候変動枠組条約では、二酸化炭素の吸収源として森林の適切な管理などによる吸収量の算入が認められており、全国の約4分の1を占める本道の森林を適切に整備・保全することは、地球温暖化対策として重要です。

このため、森林や木材がもつ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮や、木質バイオマスのエネルギー利用による二酸化炭素の排出削減をより一層推進することが求められています。

また、農地土壌や都市緑地などにおける吸収源対策を進めることも必要です。

（適応策）

- 以上のような、温室効果ガスの排出抑制策、いわゆる緩和策がとられたとしても、気候システムの温暖化により、様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生じると予測されています。

これらの影響に対して、自然や社会のあり方を調整し、気候変動への適応を計画的に進めるため、本道の特徴を踏まえた総合的、計画的な取組の推進が求められています。

《その他の地球環境保全》

（オゾン層保護）

- オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類については、各種の法律により、大気中への放出禁止や、カーエアコンや家庭用冷蔵庫等からの回収等が義務づけられています。また、許可を受けた業者により回収され、破壊処理が行われています。

（酸性雨）

- 観測結果では、酸性の降雨が確認されているものの、湖沼や森林等の生態系への明らかな被害は認められていません。

しかしながら、今後とも継続して実態調査を行い、変化の動向を注視していく必要があります。

（海洋汚染等）

- 周辺海域においては、深刻な海洋汚染は生じていません。

しかし、船舶の事故等により大量の油が流出した際には海岸に漂着し、海洋に生息する生物だけでなく、海洋や海岸を利用する鳥類や海浜植物なども含め広く自然生態系への影響が懸念されるほか、海岸漂着物等による漁業や景観への影響、海岸への土地利用等への支障が生じていることから、関係機関と連携して適切に対処する必要があります。

地球環境保全に関する目標

- ① 二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する
- ② バイオマスや風力などの利活用による新エネルギーの導入を推進する
- ③ 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動を推進する
- ④ 二酸化炭素吸収源としての森林の保全・整備を推進する
- ⑤ フロン類の管理の適正化などを推進する

地球環境保全に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
温室効果ガス排出量	6,366万 t-CO ₂ (H2)	5,919万 t-CO ₂ (H32)	①②③⑤
新エネルギー導入量 発電分野（発電電力量）	5,866百万 kWh (H24)	8,115百万 kWh (H32)	②
新エネルギー導入量 熱利用分野	12,257TJ (H24)	20,133TJ (H32)	②

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
森林の蓄積と 地球温暖化防止機能	蓄積 743百万 m ³ 炭素貯蔵量 297百万 t-C 相当 (H23)	蓄積 961百万 m ³ 炭素貯蔵量 384百万 t-C 相当 (H44)	④

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
一人当たりの二酸化炭素排出量	ア（ア）	①③
部門別二酸化炭素排出量	ア（ア）	①③
環境効率性	ア（ア）	①③
低公害車の普及台数	ア（ア）	①③
産業部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
家庭部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
業務部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
運輸部門エネルギー消費原単位	ア（ア）	①③
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	イ	⑤

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・適切な冷暖房温度の設定や節電、エコドライブの実践、公共交通機関の利用など、日常生活において環境への負荷の少ない行動を心がけます。
- ・省エネ・再生可能エネルギー関連機器・設備の購入、環境にやさしい商品やサービスの選択など、環境に配慮した消費活動を実践します。

《事業者》

- ・省資源や省エネ、未利用エネルギーの利用などを進めるほか、環境への負荷の少ない製品や商品の製造販売、技術開発に努めるなど、環境に配慮した事業活動を進めます。
- ・エコドライブなど環境への負荷の少ない運転や、環境に配慮したオフィス活動の実践などについて、従業員等に対する教育を進めます。

《NPO等の民間団体》

- ・省資源・省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入促進、緑化活動など、住民等の参加・協力のもと、地域の中心となって環境保全活動に取り組みます。

《市町村》

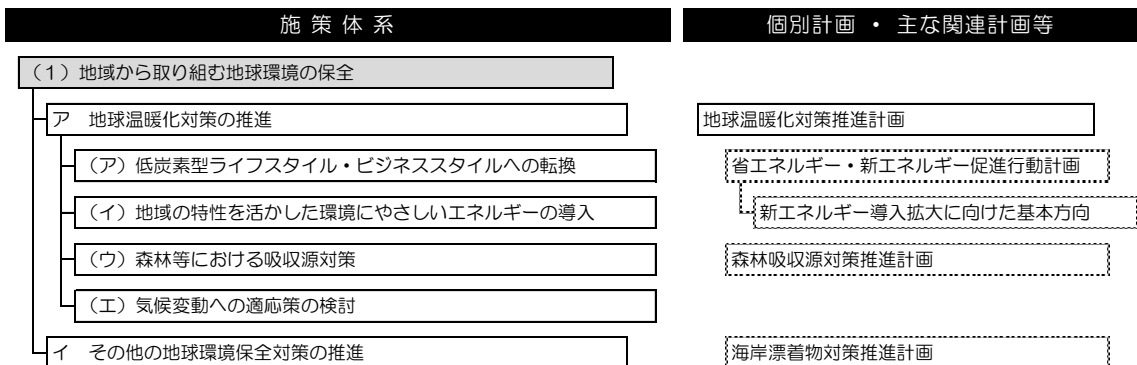
- ・省資源や省エネの徹底、再生可能エネルギーの導入など事務や事業における環境への配慮に率先して取り組みます。
- ・森林や緑地の保全・整備、市街地の緑化活動を推進します。

道の施策

《施策の体系》

施策体系のうち、「地球温暖化対策の推進」については、この分野の個別計画である「地球温暖化対策推進計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



《施策の方向》

ア 地球温暖化対策の推進

(ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

- 温室効果ガスの削減の取組を推進するため、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、省エネ機器・システムの導入支援等を進めます。

＜主な取組＞

- ・地球温暖化防止活動推進員の派遣や、省エネに関する普及啓発を行い、低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促します。

- ・アイドリングストップをはじめとした燃費効率の良い運転方法（エコドライブ）の普及、浸透や低公害車の導入促進を図ります。
- ・エネルギー使用量の「見える化」や省エネ技術等の導入可能性調査など、省エネ機器・技術の導入を支援します。
- ・省エネ性能等に係る一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録するとともに、住宅の省エネ性能等を評価した結果などの情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」の普及を図ります。

（イ）地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入

- 太陽光、風力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入を進めます。

＜主な取組＞

- ・地域における新エネルギー導入の加速化を図るため、道の支援を強化するとともに、市町村などによる導入推進の取組を支援します。
- ・自立・分散型のエネルギーシステムの導入を推進するため、地域の防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備を促進します。
- ・水素社会の形成に向け、産学官で連携し、普及啓発や導入拡大などの取組を進めます。

（ウ）森林等における吸収源対策

- 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林等における吸収源対策を推進します。

＜主な取組＞

- ・伐採後の確実な植林、除伐、間伐などの森林整備を着実に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ります。
- ・地域で生産された木材を地域で有効活用する「地材地消*」や、エネルギー利用も含めた多様な分野での木材・木質バイオマスの利用の拡大を図ります。
- ・都市公園の整備等による緑地の確保を行います。

（エ）気候変動への適応策の検討

- 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、関係機関と連携を図りながら、北海道における気候変動への適応策の検討を進めます。

イ その他の地球環境保全対策の推進

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の回収及び適正処理を推進します。

- 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。

＜主な取組＞

- ・「海岸漂着物対策推進計画」に基づき、多様な主体の適切な役割と連携の確保を図りながら、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を進めます。

（2）北海道らしい循環型社会の形成

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

人々は、できるだけごみを出さない、物を修理して大切に使うといった環・境に配慮した生活を実践しています。

また、企業は、自らの事業活動における廃棄物等*の発生を極力抑えるとともに、発生した廃棄物等については、循環資源*として有効に利用され、又は適正に処理されるなど、3Rや適正処理が社会の中に定着しています。

さらには、家畜ふん尿や林地未利用材*などバイオマスの利活用が進むとともに、既存産業の技術基盤の活用などにより、リサイクル関連産業が発展し、循環型社会ビジネス市場が拡大しています。

現状と課題

《循環型社会の形成》

（3Rの推進）

- 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあり、リサイクル率も全国平均を上回るなど、3Rの進展が見られますが、一人1日当たりの排出量は未だに全国平均を上回っており、さらなる排出抑制に取り組む必要があります。（図2-2-1及び図2-2-2参照）

＜一人1日当たりのごみ排出量（単位：g/人・日）＞

【北海道】H17：1,221 → H25：1,013

【全 国】H17：1,131 → H25：958

＜一般廃棄物のリサイクル率（単位：%）＞

【北海道】H17：17.2 → H25：24.0

【全 国】H17：19.0 → H25：20.6

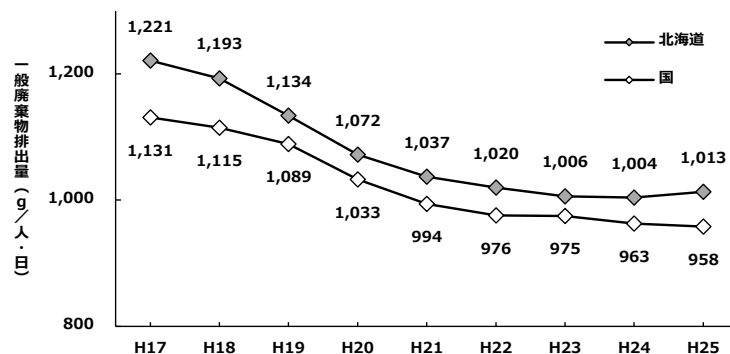


図2-2-1 一人1日当たりのごみ排出量

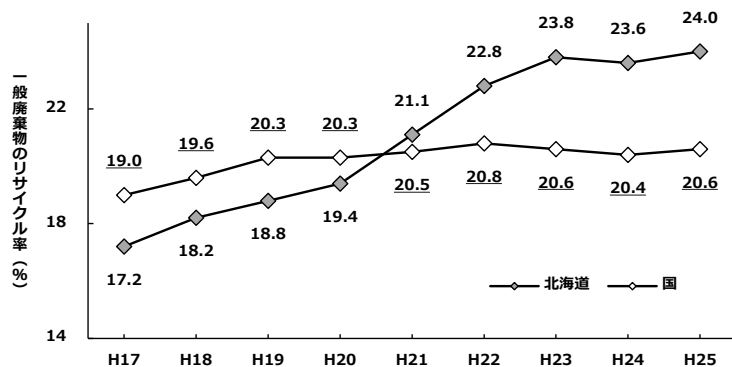


図2-2-2 一般廃棄物のリサイクル率

○ 全国の排出量の約1割を占める道内の産業廃棄物排出量のうち、半分を占めるのが家畜ふん尿で、次いで製造業や下水道業などから排出される汚泥が多くなっています。(図2-2-3参照)

また、再生利用率は全国平均と同程度ですが、最終処分量の多い汚泥や廃プラスチック類などについては、さらなる再生利用の取組が必要です。(図2-2-4参照)

<産業廃棄物排出量（単位：千t）>
 【北海道】H14：41,061 → H25：37,573
 【全 国】H14：393,234 → H24：379,137
 <産業廃棄物の再生利用率（単位：%）>
 【北海道】H14：51 → H25：55
 【全 国】H14：46 → H24：55

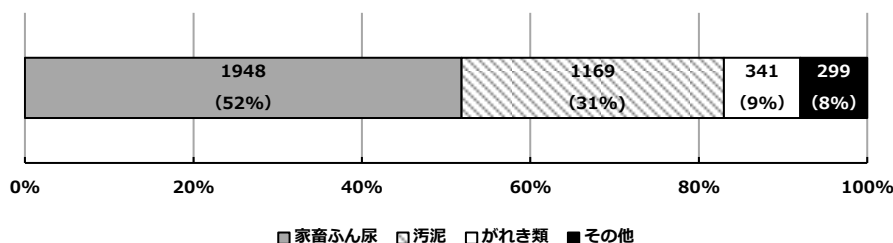


図2-2-3 北海道の産業廃棄物の種類別排出量（総排出量：3,757万t（H25））

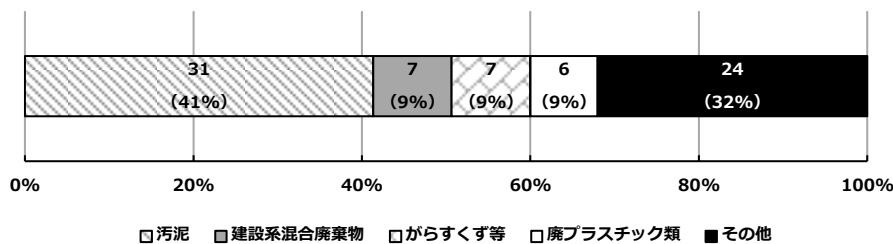


図2-2-4 北海道の産業廃棄物の種類別最終処分量（総処分量：75万t（H25））

- 3Rの推進にあたっては、2R（リデュース・リユース）を優先した取組を強化するとともに、循環の質にも着目し、循環資源のエネルギー源への活用や複合的利用などにより資源としての価値を最大限に活用することが重要です。

（廃棄物の適正処理）

- 循環型社会の形成を阻害する廃棄物の不法投棄などの不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあります。
不法投棄などは、その未然防止と長期化させないための早期対応が重要です。

- PCB*廃棄物については、国が中間貯蔵・環境安全事業株式会社による全国5か所の拠点的広域処理施設における処理体制を構築しています。

北海道では、室蘭市において、道内外のPCB廃棄物を処理することとしており、今後とも平成27年3月に変更した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、情報公開を基本に安全・確実な処理事業を推進する必要があります。

（バイオマスの利活用）

- 農林水産業が盛んな本道には、畜産業から排出される家畜ふん尿をはじめ、林地未利用材や稲わらなど多様なバイオマスが豊富に存在しています。

廃棄物系及び未利用バイオマスの発生量の約8割がエネルギーや製品原材料などとして利活用に向けられていますが、利活用が進んでいない生ごみや林地未利用材などについては、その性質や地域特性に応じ、さらなる利活用を進めることが重要です。

また、すでに利活用されているものであっても、地域特性に応じて複合利用や地域分散型の再生可能エネルギーとしての利用など、より高度な利用を進めていくことが重要です。

（循環型社会ビジネスの振興）

- 資源の有効利用に資する技術や製品、サービスを提供する循環型社会ビジネスの振興は、市場の中で効率的に3Rの取組を進めるために重要です。

循環型社会ビジネスの展開にあたっては、地域住民等の理解の下、動脈産業と静脈産業の緊密な連携により、循環資源製品の生産・供給システムの強化、製品の利用促進を図り、循環の輪をつなぎ広げていくことが必要です。

循環型社会の形成に関する目標

- ① 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する
- ② 廃棄物の適正処理を推進する
- ③ 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する
- ④ リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る

循環型社会の形成に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
循環利用率	14.5% (H24)	16% (H31)	①
最終処分量	112万t (H24)	86万t (H31)	①
廃棄物系バイオマス利活用率 (発生量ベース)	88.2% (H24)	90% (炭素換算) (H31)	③
未利用バイオマス利活用率 (発生量ベース)	60.4% (H24)	70% (炭素換算) (H31)	③

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
一般廃棄物の排出量 (一人1日当たり)	1,004g/人・日 (H24)	940g/人・日 (H31)	①
産業廃棄物の排出量	3,875万t (H24)	3,900万t (H31)	①
一般廃棄物のリサイクル率	23.6% (H24)	30% (H31)	①
産業廃棄物の再生利用率	55.9% (H24)	57% (H31)	①

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
資源生産性	ア	①
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	イ	②
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	ウ	③
バイオガスプラント施設数	ウ	③
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	ウ	③
認定リサイクル製品数	エ	④
グリーン購入の全庁的实施市町村数	エ	④

(注) 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ものを修理して使うなど大切にするとともに、買い物時のレジ袋等の辞退、詰替製品の選択やレンタル品の活用、エコクッキングの実践など、ごみの発生が少ない生活を心がけます。
- ・リターナブル容器使用商品の選択、中古品やリサイクル製品の購入・使用など、再使用や再利用に努めます。
- ・地域のルールを守り、ごみの分別の徹底に努めるほか、不用品を適正なリサイクル店へ引き渡すなど、地域におけるリサイクルの取組を進めます。

《事業者》

- ・製造、建設、流通などの各段階で、できるだけ廃棄物の発生を抑えるとともに、製品の長寿命化や包装資材の削減などを進めます。
- ・使用済み製品等の再使用や、再利用しやすい製品等の製造・販売、再利用可能な素材等の使用、回収ボックス等の設置など、再使用や再利用に努めます。
- ・廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用や、リサイクル製品・技術の開発を進めます。
- ・循環的な利用が行われないものについては、排出者責任の原則に基づき適正に処理します。

《NPO等の民間団体》

- ・資源回収やリサイクル、不用品の再利用など、地域住民などと協力して環境保全活動に取り組めます。
- ・フリーマーケット開催などを通じて、住民の3R意識の向上を図ります。

《市町村》

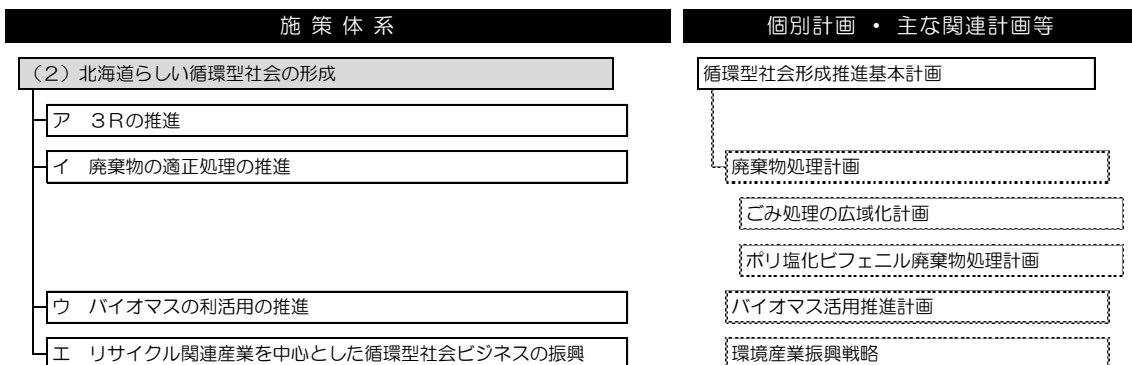
- ・廃棄物の排出が少ない事務・事業の執行や、グリーン購入*などによる環境への負荷の少ない物品や役務の調達など、率先して3Rに取り組めます。
- ・地域特性に応じた3Rの推進や生ごみ等のバイオマスの利活用に取り組めます。
- ・広域化や施設の長寿命化により、効率的な廃棄物処理体制を整備します。

道の施策

《施策の体系》

この分野については、個別計画である「循環型社会形成推進基本計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



《施策の方向》

ア 3Rの推進

- 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。

＜主な取組＞

- ・「3R推進月間」などにおける各種イベントの開催や、廃棄物の発生・排出抑制に関する模範的取組の表彰（ゼロ・エミ大賞）などにより、3Rに関する普及啓発を推進します。
- ・「循環資源利用促進税」を活用し、排出抑制やリサイクルにかかる技術開発・施設整備などを支援します。
- ・家電リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づき、循環資源の再生利用等を推進します。

イ 廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、適切な助言・指導等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。

＜主な取組＞

- ・「ごみ処理の広域化計画」の考え方を踏まえ、地域の実態に合った効率的なごみ処理施設の整備を促進します。
- ・道の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村の計画策定を促進します。

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。

＜主な取組＞

- ・研修会等への講師の派遣、各種会議等を通じた優良認定制度の普及啓発等により、優良処理業者の育成に努めます。
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正処理を進めます。

- 不法投棄等の不適正処理について、関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期対応に努めます。

＜主な取組＞

- ・産廃110番や民間事業者との不法投棄等通報協定の運用により、不適正処理への早期対応を図ります。

ウ バイオマスの利活用の推進

- 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。

＜主な取組＞

- ・ワンストップ窓口を活用して、バイオマスの利活用に関する技術・関連制度などの情報提供を行うとともに、関係者間のネットワークづくりを推進し、市町村におけ

- る「バイオマス活用推進計画」等の策定や地域における事業化などを促進します。
- ・家畜ふん尿や農作物非食用部、木質バイオマスなど各種のバイオマスの存在形態や地域の状況を踏まえ、効果的な利活用システムの構築や施設整備を支援します。

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

- リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。

<主な取組>

- ・「循環資源利用促進税」を活用し、廃棄物リサイクルの事業化に向けた実証実験・市場調査、施設整備や技術開発への支援などを行うことにより、リサイクル関連産業を創出・育成します。
- ・「北海道認定リサイクル製品・リサイクルブランド」のPRやグリーン購入の推進により、再生品の利用拡大・生産拡大を促進し、再生品市場の拡大を図ります。

（3）自然との共生を基本とした環境の保全と創造

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

世界自然遺産の知床では、保全と適正な利用を進めるためのルールが確立され、エコツーリズムなど自然とのふれあいが盛んに行われています。このような地域の環境特性に応じて保全と利用の両立を図る考え方は、道内のほかの地域においても、徐々に浸透しています。

また、野生生物の適正な保護管理が図られ、野生生物による生活環境、農林水産業及び生態系への被害が減少し、外来種による影響が抑えられています。

さらには、人々に潤いや安らぎをもたらす身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや、自然と調和した景観が確保されています。

現状と課題

《自然環境等の保全及び快適な環境の創造》

- 生物多様性条約が発効して以来、世界的に生物多様性の保全が重視され、生物種の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るだけでなく、複数の生態系を相互に関連させて保全する生態系ネットワークの形成を図っていくことが求められています。
- 北海道には、国立・国定・道立を合わせて23か所の自然公園があり、その総面積の80%以上は、特に保護を図る必要がある特別地域となっています。（表2-3-1参照）
 また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域2か所、自然環境保全地域1か所、自然環境等保全条例に基づく道自然環境保全地域7か所など、合わせて約3万haが自然環境保全地域等に指定されています。
 本道の優れた自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、各種保護地域制度等を活用し、このような優れた自然環境の保全を図っていく必要があります。

表2-3-1 自然公園の指定状況（H25年度末。単位：ha）

区分	指定箇所数	面積			
		総面積	特別地域	うち特別保護地区	普通地域
国立公園	6	508,308	398,433	89,709	109,875
国定公園	5	212,359	209,207	22,210	3,152
道立自然公園	12	146,873	122,985	-	23,888
計	23	867,540	730,625	111,919	136,915

- 道内の湿原は、総面積が全国の湿原の約8割を占めるなど、本道の自然景観を特徴づけており、13箇所がラムサール条約の登録湿地となっています。

釧路湿原やサロベツ原野などにおいては、関係機関や民間団体等が連携して、自然再生推進法に基づく自然再生の取組が進められています。

- 道内の豊かな森林は、ヒグマやシマフクロウなど北海道を代表する野生動物や多数の野生植物の生息・生育地として重要（生物多様性保全の機能）であるほか、木材・林産物の供給（木材等生産機能）、水資源の確保や洪水の緩和（水源涵養機能）、土砂災害の防止（山地災害防止・土壌保全機能）など、様々な機能を有しています。

このような多面的機能を十分に発揮するため、それぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の保全・整備を進めることが必要です。

- 北海道の海岸は、総延長 3,143km におよび、自然状態が良好に維持されていることが特徴です。海岸やその沿岸の浅海域は、海鳥類や多様な海洋生物などの生育・生息地となっており、原生花園などが観光資源としても活用されるとともに、水揚げの大半を支える豊かな漁場として利用されています。

このような自然に恵まれた海岸・浅海域は、引き続きその保全に努めていくことが必要です。

- 都市、農村、河川の周辺などに存在する身近な自然などについては、多様な生物の生息・生育地、あるいは生態系を連結する機能を持つ地域として保全と適正な利用を図り、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要です。

（北海道らしい景観の形成）

- 北海道の景観は、雄大な自然の中で地理的条件や気候、土地利用など様々な要因が複合的に関わって生み出されており、広域性と多様性が特徴となっています。

景観に対する道民の関心も高まっており、広域景観づくりなど地域の自然や生活、産業に根ざした北海道らしい景観づくりの推進が求められています。

《知床世界自然遺産》

- 世界自然遺産に登録された知床の類まれな自然環境とこの地域で暮らす人々の文化等を人類共有の財産と位置付け、より良い形で将来に引き継ぐため、道をはじめとした関係行政機関・団体が連携し、道民、来訪者、事業者等が一丸となって、知床の保全や適正な利用を進めるとともに、知床での優れた取組やルールを、他の地域にも波及させることが求められています。

《自然とのふれあいの推進》

- 身近な自然であるみどりや水辺をはじめとした自然とのふれあいは、生活にうるおいやすらぎを与えるものであり、これらの自然と親しむ場や機会の確保が求められています。

- また、近年、自然とのふれあいを求めるニーズの高まりなどを背景としたアウトドア活動の活発化等に伴い、一部の自然公園では、登山道の浸食や希少な野生植物の踏み荒らしなど、利用者の増加やマナーの低下等に起因する自然環境への悪影響が懸念されています。

自然環境の適正な利用を図るため、観光やアウトドア関連の事業者と連携した取組を進めていくことが必要です。

（動物愛護と管理）

- ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物の飼い方に起因する迷惑問題や安易な飼養放棄などが問題となっています。動物との正しい付き合い方を理解し、動物とのかかわりを通じて生命尊重の精神を育むことで、人と動物が共生できる社会を構築することが求められています。

《野生生物の保護管理》

- 生物多様性保全の観点から、絶滅のおそれのある希少野生生物の保護や、生態系等への影響が懸念される外来種の防除、野生生物による農林水産業被害の防止・軽減など、自然との共生を基本として、生息・生育状況等の現状把握に努め、適正な保護管理を推進していく必要があります。

（希少野生生物の保護）

- 本道では、日本の中でも特有な生態系とともに特有の生物相が形成されていますが、野生生物の中には、開発などに伴う生息・生育地の改変などにより、絶滅が懸念される種があります。このため、道では、絶滅のおそれのある野生生物の現状を「北海道レッドデータブック2001」として公表するとともに、生物多様性保全条例に基づき捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」を指定するなど、道内に生息・生育する希少な野生生物の保護を図っており、今後も生息・生育状況等の現状把握に努め、対策を推進する必要があります。

（外来種対策）

- アライグマやセイヨウオオマルハナバチなどの外来種は、地域固有の生物多様性をゆがめ、生態系を破壊する要因として、近年、大きな問題となっています。道では、北海道の外来種リストを「北海道ブルーリスト 2010」として公表しており、生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」及び外来生物法に基づく「特定外来生物」を含めた外来種全般に対する総合的な取組を推進する必要があります。

（野生鳥獣の保護管理）

- 野生鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の計画的な指定等を進めています。一方、人間の活動域と野生鳥獣の生息域が接近し、生活環境や農林水産業に被害をもたらしているものがあり、野生鳥獣の適正な保護管理が求められています。

＜道指定の鳥獣保護区（平成25年度末現在）＞ 297か所 総面積 約26万ha

- エゾシカは、生息数の増加により、甚大な農林業被害をはじめ、希少植物の食害や自動車等との衝突事故の発生などを引き起こし、生態系や道民の生活に様々な影響を及ぼしています。

農林業被害額は、平成 23 年度（約 64 億円）をピークに減少傾向にあるものの依然として高水準であり、適正な生息数とするための個体数管理に加え、有効活用の促進なども含めた総合的な対策を推進する必要があります。（図 2-3-1 参照）

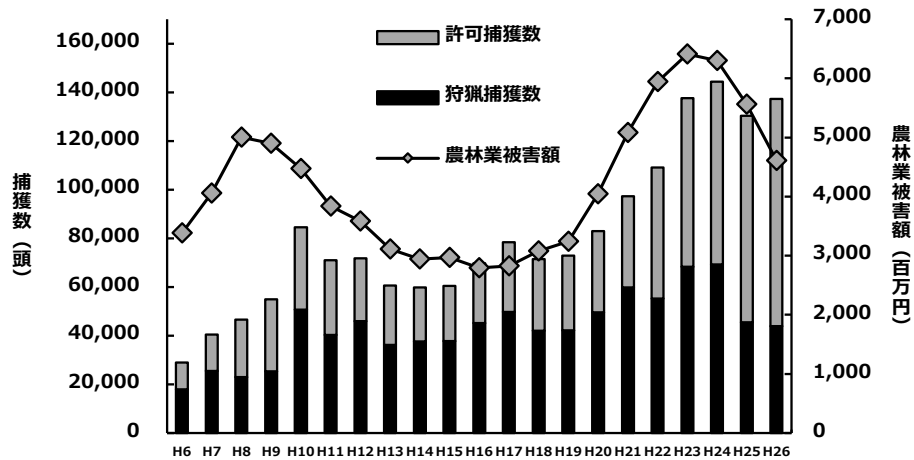


図 2-3-1 全道におけるエゾシカ捕獲数と農林業被害額

- 国内では北海道のみに生息するヒグマは、過去に分布域の分断や縮小が起こり、その後の回復も確認されていない地域がある一方で、近年の市街地出没の多発など、生息数の増加や分布域の拡大が示唆される地域があります。

このため、人身被害の防止、人里への出没の抑制や農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的に、総合的な対策を実施していく必要があります。

- 本道周辺のトド、アザラシなどによる漁業被害は平成 26 年度には 23 億円を超え、漁業経営に大きな影響を与えています。

一方で、トドやゼニガタアザラシは環境省のレッドリスト*に掲載されるなど国際的に保護の気運も強いことから、トドやアザラシなどと漁業の共存を図るための取組が求められています。

自然環境保全に関する目標

- ① 自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する
- ② 森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る
- ③ みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する
- ④ 北海道らしい広域的な景観づくりを推進する
- ⑤ 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する
- ⑥ 動物愛護精神の普及を図る
- ⑦ 希少野生動植物の保護管理や、外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の確保を図る
- ⑧ 鳥獣の生息環境の保全や、鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する

自然環境保全に関する指標群

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
犬・ねこの安楽殺処分頭数	9.786 頭 (H18)	1,000 頭 (H32) 【暫定】	⑥
エゾシカ個体数指数 (東部地域)	120 (H24)	50 (H28)	⑧
エゾシカ個体数指数 (西部地域)	290 (H24)	200 (H28)	⑧

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
すぐれた自然地域の面積	ア（ア）	①
森林所有者等が生物多様性の保全のため 特に森林の整備・保全を行う面積	ア（イ）	②
一人当たり広域公園都市面積	ア（ウ）	③
道立公園利用者数	ア（ウ）	③
水辺に親しめる河川空間整備数	ア（ウ）	③
道民との協働により育てる樹木の本数	ア（ウ）	③
景観行政団体移行市町村数	ア（エ）	④
自然公園利用者数	ウ（ア）	⑤
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	ウ（イ）	①⑤
タンチョウの生息数	エ（ア）	⑦
野生動植物の目録を作成した分類群の数	エ（ア）	⑦
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	エ（イ）	⑦
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	エ（ウ）	⑧
エゾシカ推定生息数	エ（ウ）	⑧
狩猟免許所持者数	エ（ウ）	⑧

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・ルールやマナーを守って自然とふれあうとともに、地域の緑化活動など身近な自然を保全する取組に積極的に参加します。
- ・野生動植物の保護に努めるほか、外来動植物やペットを適正に管理します。

《事業者》

- ・開発行為の実施等に当たって、野生生物の生息・生育環境や自然景観などの自然環境に配慮するほか、自然環境の復元や森林・緑地の保全・整備に努めます。
- ・工場や事業所の緑化、ビオトープの創出など身近な自然の保全と創造に努めます。

《NPO等の民間団体》

- ・自然観察会や植樹活動など、道民が自然を守る意識を高める取組を進めるとともに、自然とふれあう機会を提供します。
- ・希少な動植物の保護、登山道等の整備、美化清掃など自然環境を守る活動に取り組みます。

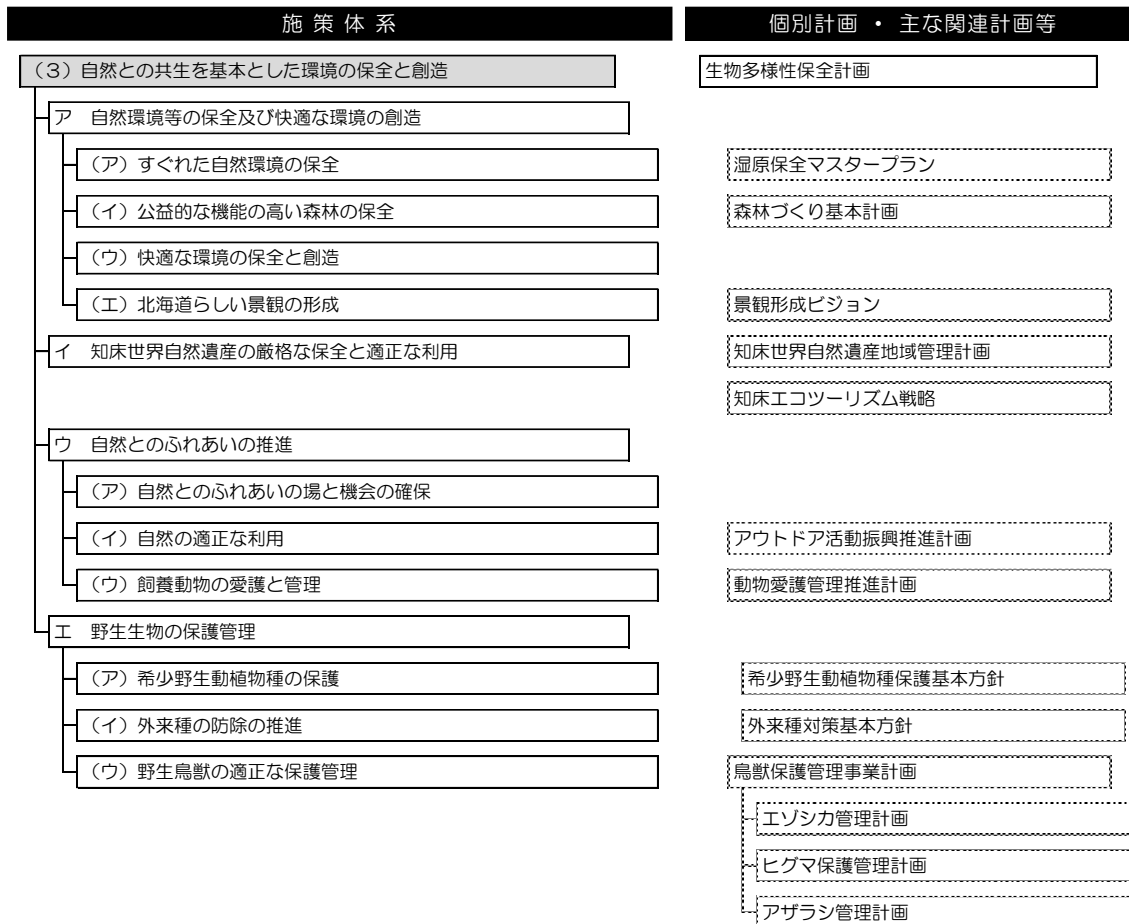
《市町村》

- ・自然環境の現状把握とそれに基づく保全施策の立案・実施や、自然環境への負荷が考えられる各種事業の実施においては、生物多様性の保全への配慮などに努めます。
- ・自然環境に関する情報や、自然とふれあう場・機会を提供するとともに、公園の利用施設の整備や森林の保全・整備などを計画的に進めます。

道の施策

《施策の体系》

この分野のうち、特に「生物多様性の保全」に係る施策については、個別計画である「生物多様性保全計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。
また、施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



《施策の方向》

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

○ すぐれた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全指針」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。

＜主な取組＞

- ・自然保護監視員及び生物多様性保護監視員を配置し、自然公園等における適切な保護管理、監視等を行います。

○ 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

○ 「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性やそれぞれの森林に求められる機能に応じて適切に森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

<主な取組>

- ・道独自の皆伐上限や植栽ルールの設定、生物多様性ゾーンなどのゾーニング*の例示など地域特性を踏まえた森林計画の策定を進めます。
- ・国有林を管理する森林管理局と緊密な連携を図り、複層林化や針広混交林など機能に応じた多様な森林の保全・整備を図ります。

(ウ) 快適な環境の保全と創造

- 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。

<主な取組>

- ・「北海道の川づくり基本計画」に基づき、多様な植物が育ち、多くの生き物が棲む「生きている川」を目指し、良好な河川環境を保全・復元する川づくりを推進します。
- ・「海岸保全基本計画」に基づき、砂浜の保全や海岸林の整備など自然環境と共生する海岸づくりを進めます。
- ・生物多様性が豊かで高い生産力に寄与する藻場・干潟の保全活動を支援します。

- 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造をすすめます。

<主な取組>

- ・都市公園、緑地、街路樹等の保全・整備などにより都市緑化を推進します。

(エ) 北海道らしい景観の形成

- 「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。

<主な取組>

- ・景観法に基づく規制の適正な運用をはかるとともに、広域的な景観づくりに向けた連携や市町村による景観づくりを促進します。
- ・史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保存・活用を推進します。

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。

<主な取組>

- ・「世界自然遺産・知床の日」を中心に、知床に直接又は間接的に触れ、その普遍的な価値に対する理解を深める機会を提供します。
- ・遺産地域の保全と持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的として、関係機関と連携し、知床海洋生態系のモニタリングなどの保護管理措置等を推進します。
- ・知床における観光利用の基本方針である「知床エコツーリズム戦略」を踏まえ、関係機関と連携しながら、遺産地域に関する自主ルールの普及など遺産地域の保全と適正な利用に向けた取組を進めます。

ウ 自然とのふれあいの推進

（ア）自然とのふれあいの場と機会の確保

- 人々にうるおいややすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。

＜主な取組＞

- ・各自然公園のすぐれた風景地を保護するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用を推進するため、防護柵や木道などの公園施設の整備・補修を進めます。
- ・野幌森林公園や道民の森などを活用し、植樹や自然観察会など自然とふれあうさまざまな機会を提供します。
- ・エコツーリズムやグリーンツーリズム*などの自然環境にやさしいツーリズムを推進します。

（イ）自然の適正な利用

- 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。

＜主な取組＞

- ・自然公園内における現地調査や巡視、公園利用者への指導など、自然環境保全に係る利用指導や普及啓発を進めます。
- ・「北海道アウトドア資格制度」に基づき、安全や自然環境に配慮しながらアウトドア活動の楽しさを伝える「認定ガイド」や「優良事業者」を育成し、その活用を図ります。

（ウ）飼養動物の愛護と管理

- 「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理の推進、一般家庭における動物の適正飼養の推進などの取組を進めます。

エ 野生生物の保護管理

（ア）希少野生動植物種の保護

- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。

＜主な取組＞

- ・捕獲等の行為を禁止する「指定希少野生動植物種」や生息・生育地を一体的に保護する「生息地等保護区」の指定を進めます。
- ・関係機関と連携し、タンチョウの保護増殖を図ります。

（イ）外来種の防除の推進

- 「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。

＜主な取組＞

- ・本道の生物多様性保全に著しい影響を及ぼすものとして生物多様性保全条例に基づき指定する指定外来種の防除の促進に努めるとともに、追加の指定について検討します。

- ・アライグマやセイヨウオオマルハナバチ、ブルーギルなど問題となっている外来種について、関係機関と連携して駆除等の対策を推進します。

（ウ）野生鳥獣の適正な保護管理

- 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組めます。

＜主な取組＞

- ・狩猟期間の延長や捕獲頭数制限の緩和をはじめ、市町村などによる一斉捕獲の促進や国が創設した「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用した取組など、関係機関との連携による、個体数管理の充実を図ります。
- ・消費拡大に向けた「シカの日」の定着促進や、道産ジビエとしてのエゾシカ肉のブランド化に向けた取組など、地域資源としての有効活用を推進します。

- 「ヒグマ保護管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。

＜主な取組＞

- ・「ヒグマ注意特別月間」の設定やヒグマに遭わないための基本ルールの周知など、事故防止に向けた情報提供や普及啓発を推進します。
- ・個体数動向調査や分布調査などにより科学的データや情報の収集に努め、適正な保護管理を進めます。

- 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。

- 「鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定や適正な狩猟の管理など野生鳥獣の保護管理に関する基盤的施策を推進します。

＜主な取組＞

- ・鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定、鳥獣捕獲許可の適正な運用などにより、野生鳥獣の保護管理を進めます。
- ・狩猟に伴う事故防止や法令順守など狩猟の適正化を推進するとともに、狩猟者の減少と高齢化に対応するため、人材育成を進めます。
- ・人獣共通感染症の発生状況等について関係機関と連携して情報を収集し、必要に応じて鳥獣への感染状況等に関する調査や感染防止対策を講じます。

（４）安全・安心な地域環境の確保

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

おいしい空気、きれいな水が維持され、汚れの進んでいた湖沼の水質は、次第に改善されています。

また、森林の水源涵養機能を含め、流域全体を総合的に捉えた健全な水循環の確保が図られています。

さらには、化学物質等による環境への影響が低減され、健康で安全・安心に生活できる環境が保たれています。

現状と課題

《大気・水などの生活環境の保全》

- 大気環境は良好な状態を維持しており、光化学オキシダント*を除き概ね環境基準を達成しています。

なお、光化学オキシダントについては、大陸からの移流などが環境基準達成率の低い原因と考えられていますが、道内の濃度は大気汚染防止法で定める緊急時注意報の発令基準値は下回っています。

また、平成 21 年 9 月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大陸からの越境大気汚染の影響などから、道内でも注意喚起を実施する事態が生じており、監視体制の充実等が求められています。

＜環境基準達成状況（平成 25 年度、短期的評価を除く）＞

- ・二酸化窒素 100%（有効測定局：【一般大気】63 局、【自動車排ガス】15 局）
- ・浮遊粒子状物質 100%（有効測定局：【一般大気】53 局、【自動車排ガス】17 局）
- ・二酸化硫黄 100%（有効測定局：【一般大気】65 局、【自動車排ガス】1 局）
- ・光化学オキシダント 4%（達成局：1 局／有効測定局：25 局）
- ・微小粒子状物質 100%（有効測定局：【一般大気】7 局、【自動車排ガス】6 局）

- 道内の河川における環境基準達成率は比較的高くなっていますが、湖沼など閉鎖性水域における達成率は低くなっています。

また、地下水については、引き続き一部の地域において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などによる汚染が確認されています。

＜環境基準達成状況（平成 26 年度）＞

- ・河川（BOD）96.8%（達成水域 180／類型指定水域 186）
- ・湖沼（COD）54.5%（達成水域 6／類型指定水域 11）
- ・海域（COD）83.1%（達成水域 54／類型指定水域 65）

- 湖沼などの閉鎖性水域や地下水については、その流動性が低いことなどから水質改善には相当の期間を要するものと考えられています。引き続き継続的な監視や汚染源への規制・指導を実施するとともに、水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたって横断的に施策を展開することが重要です。

- 騒音に関する環境基準達成率は、一般環境騒音及び自動車騒音とも高い状況となっておりますが、航空機騒音については新千歳空港・千歳飛行場で達成できていません。

＜環境基準達成状況（平成26年度）＞

- ・一般地域 90.5%（基準達成地点：76 地点／測定地点数：84 地点）
- ・自動車 97.3%（基準達成住居等 16,091 戸／評価対象住居等 16,540 戸）
- ・航空機 50.0%（基準達成空港・飛行場2ヶ所／測定空港・飛行場4ヶ所）

《化学物質等による環境汚染の未然防止》

- ダイオキシン類などの化学物質による明らかな環境汚染は確認されていません。
今後とも、環境汚染を未然に防止するため、PRTR 制度*の円滑な運用などを通じ、排出量の削減や、適切な管理、リスクコミュニケーション*の推進を図ることが必要です。

《その他の生活環境保全対策》

（公害苦情）

- 地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数は、平成17年度の2,466件をピークに減少傾向（平成25年度：1,851件）にあります。

（放射性物質による環境汚染の監視）

- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、福島県を中心に放射性物質による甚大な環境汚染を引き起こしました。
道でもこの事故を踏まえ、海水や海水浴場、土壌、水道水などの放射性物質のモニタリング調査を行い、その結果について情報提供してきたところです。
放射性物質による汚染への対処やモニタリングは、専門的知見を持つ国が中心となり実施することとされていますが、道としても、道民の安全・安心の確保のため必要な環境モニタリングなどを実施することが求められています。

地域環境の確保に関する目標

- ① きれいな空気や水を守る
- ② 健全な水循環を確保する
- ③ 静穏な生活環境を確保する
- ④ 化学物質等による環境リスクの低減を図る

地域環境の確保に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
大気環境基準達成率	100% (H25)	100% (H32)	①
水質環境基準達成率	91.6% (H26)	100% (H32)	①②
騒音に関する環境基準達成率 (一般地域、自動車、航空機)	一般地域 90.5% (H26) 自動車 97.3% (H26) 航空機 50.0% (H26)	100% (H32)	③

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
化学物質（ダイオキシン類） 環境基準達成率	100% (H26)	100% (H32)	④

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
地下水環境基準の達成状況	ア（イ）	①②
汚水処理人口普及率	ア（イ）	①②
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	ア（イ）	①②
PRTR法に基づく届出排出量及び移動量	イ	④
公害苦情件数	ウ	①②③

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- ・エコドライブの実践、未処理の生活排水を河川などに流さないなど、大気環境や水環境への負荷の少ない生活を心がけます。
- ・流域の住民や民間団体などが連携した水環境保全の取組に積極的に参加します。

《事業者》

- ・自らが汚染者になってしまうことを認識し、大気汚染や水質汚濁の原因となる物質の排出抑制や適正処理を推進するとともに、騒音・振動・悪臭の発生を防止するなど、環境への負荷の低減に努めます。
- ・事業で使用する化学物質の情報を提供するとともに、自主管理を強化するなど、環境汚染の未然防止に努めます。

《NPO等の民間団体》

- ・河川周辺の清掃や緑化など、地域の住民等の参加を得て、環境保全活動を実践します。
- ・生活排水対策に関する研修会等を開催するなど、住民の環境保全意識を高めます。

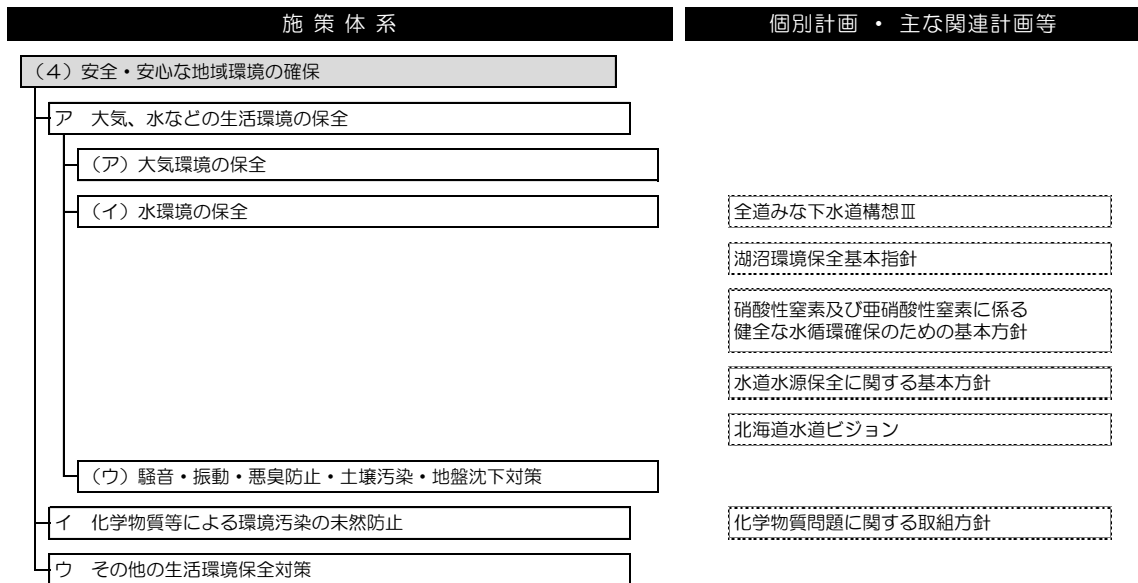
《市町村》

- ・下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を図ります。
- ・交通渋滞の緩和など自動車交通の円滑化を図り、大気汚染や騒音・振動など公害の発生防止に努めます。

道の施策

《施策の体系》

施策の推進にあたっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



《施策の方向》

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

- 大気環境についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導などにより、大気環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、人口密度が高く、工場などが集中し、交通量の多い幹線道路がある地域などを対象に、関係自治体と連携し、測定体制の整備に努めます。
- ・ばい煙発生施設やアスベスト*排出作業現場への立入検査等により、固定発生源の監視・指導を行います。

(イ) 水環境の保全

- 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導などにより、水環境の保全を推進します。

＜主な取組＞

- ・環境基準の類型見直しや、水生生物保全に係る類型指定を進めるとともに、工場・事業場への立入検査等により、発生源の監視・指導を行います。
 - ・休廃止鉱山の廃水の監視結果に基づき、必要に応じ鉱害防止対策事業（坑廃水処理・鉱害防止工事（澱物堆積場等））を実施します。
 - ・家畜ふん尿の適正な管理・利用の促進や、農地への適正な施肥に向けた取組の指導など、硝酸性窒素等による地下水汚染対策を推進します。
 - ・「全道みな下水道構想Ⅲ」にもとづき、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽など生活排水処理施設の計画的な整備を進めます。
- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたつて、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。
- ＜主な取組＞
- ・水道水源をはじめとする恵まれた水資源の確保と保全を図るため、水源周辺において適正な土地利用を確保するとともに、森林の持つ水源涵養機能の維持増進など周辺環境保全対策を進めます。
 - ・湖沼などの閉鎖性水域の環境保全を進めるため、流域の関係者が連携・協力する流域ネットワークの形成を促進します。
 - ・安全で安心な水道水を安定的かつ持続的に供給するため、「北海道水道ビジョン」に基づき、水道事業者等による水道施設の計画的・効率的な更新などを促進します。

(ウ) 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策

- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。

- 土地所有者等による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導等を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において実態調査を進めます。

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導、PRTR 制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。

＜主な取組＞

- ・ PRTR 制度の運用により、化学物質の排出事業者による排出量の削減や適切な管理を促すとともに、化学物質の環境リスクなどに関する情報提供を行い、リスクコミュニケーションの円滑な実施を図ります。

ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。

- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。

＜主な取組＞

- ・ 「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」及び「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき、泊発電所周辺の空間放射線や海水、大気中浮遊じんなどの放射能分析を行い、その結果を公表します。

（５）各分野に共通する施策の展開

ここでは、（１）から（４）で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という４つの政策分野に対して、横断的・共通的に関わる施策を掲げます。

めざす姿（あるべき姿のイメージ）

子供から大人まで、家庭や学校、社会の各場面で環境教育が取り込まれ、また、環境保全活動を行う団体などを中心に、環境への配慮の取組の環が広がっており、一人ひとりが環境への負荷の少ない生活を心がけるようになっていきます。

一方、企業は環境に配慮した事業活動を行い、その取組状況等を地域の住民に積極的に知らせることなどにより、消費者などの信頼と評価を得ています。

そして、経済的利益を得ることで、より一層、環境保全の技術力を高めるなど、新たなビジネスも生み出され、国内外の環境対策に貢献しています。

環境に配慮した農林水産業の展開は、安全・安心な農水産物の提供や道産木材の利用、水源涵養や二酸化炭素吸収などの機能の発揮につながっています。

また、北海道の豊かな自然環境と調和した観光産業の展開が環境保全意識の高揚や北海道の魅力の発信につながっています。

さらには、環境に配慮した土地利用やまちづくりなどを通して、住民、企業、行政が連携して自然と共生する地域づくりが盛んに行われています。

現状と課題

《環境に配慮する人づくり》

- 北海道の恵まれた環境を将来に引き継いでいくためには、道民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を持ち、自発的に環境保全に取り組むことが重要です。
- 平成 25 年度の道民意識調査では、日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合は 76.8% となっており、道民の高い意識が伺えます。
また、環境への関心の高まりなどから、環境保全に取り組む民間団体が増えており、道内においていわゆる NPO 法*に基づく認証を取得した団体のうち、活動分野として環境保全を掲げている団体は 499 団体（平成 24 年度）にのぼります。

<日常生活において環境に配慮した行動を行う人（環境配慮活動実践者）の割合>

・H18：44.0% → H25：76.8%

<NPO 認証団体（NPO 法人）のうち活動分野として環境保全活動を掲げている団体数>

・H17：148（団体総数：1,011） → H24：499（団体総数：1,944）

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、引き続き、環境教育の機会や場の充実、地域における環境教育の指導的役割を担う人材の確保及び育成とその活用、環境教育等に関する情報の提供を行い、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ることが必要です。
また、民間団体による自発的な環境保全活動を支援するとともに、社会を構成する各主

体がパートナーシップのもとで連携して活動に取り組むことが重要です。

《環境と経済の好循環の創出》

（環境に配慮した事業活動の推進）

- 環境への関心の高まりなどを背景に、企業の中には、環境問題への取組を含む社会的責任を意識した動きが見られ、ISO14001*などの環境マネジメントシステム*を導入した事業所は651（平成25年度）にのぼります。

＜道内における環境管理システム認証取得事業所数＞

・H18：500 → H25：651

- 今後とも、事業者は、法令遵守はもとより、環境と経済の好循環の観点からも、環境負荷の低減や地域における環境保全の取組に積極的に取り組むことが求められています。また、行政も各種事業を行う事業者として、環境に配慮した行動を率先して実行する必要があります。

（環境影響評価）

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、適正な環境保全措置を確保するための手続き等を定めた環境影響評価制度については、今後とも、適切かつ円滑な運用を図ることが重要です。

（環境と調和した産業の展開）

- 北海道の基幹産業である農林水産業や観光は、豊かな自然環境を基盤に展開されています。これらの産業が今後とも持続的に発展するためには、環境と調和した産業の展開が求められます。

例えば、水源の涵養や二酸化炭素の吸収、自然とのふれあいの場の提供など農地や森林、水域などが有する多面的機能を発揮させる取組は、地域の自然環境をより豊かなものとし、その恩恵により農林水産業や観光の一層の発展が期待されます。

また、地場の農林水産物をその地域で販売・消費する「地産地消」や地域の木材を地域で使用する「地材地消」の取組は、環境への負荷の低減に貢献するだけでなく、安全・安心な食の提供や身近な森林の保全、地域の活性化にもつながります。

今後も、このような環境と調和した産業を展開し、環境と産業の好循環を創出していく必要があります。

（環境ビジネスの振興）

- 本道の活性化を図る新たな産業の一つとして、豊富な賦存量を誇る再生可能エネルギーや、農林水産業に由来する大量のバイオマスなどの循環資源を活用する環境産業への期待が一層高まっています。

地域に広がる多様な資源や先進的な技術を活用して、環境産業を育成・振興し、環境と経済の調和をはかることが求められています。

《環境と調和したまちづくり》

- 急速な人口減少や少子高齢化の進行、中心市街地の衰退や耕作放棄地の増大などを背景

に、持続可能なまちづくりへの関心が高まっています。

このことから、再生可能エネルギーなどの地域の固有資源の循環利用を、環境配慮や省資源化、コンパクトなまちづくりなどと連携させ、環境と調和したまちづくりを進めることが重要となっています。

《基盤的な施策》

（調査研究等）

- 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠です。

今後とも、複雑・多様化する環境問題などに対処するため、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。

（国際的な取組）

- 地球規模の環境問題に対応するため、道としても、国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、環境に関する国際的な取組に協力していくことが求められています。

各分野に共通する施策に関する目標

- ① 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する
- ② 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る
- ③ 事業者の環境に配慮した行動を促進する
- ④ 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する
- ⑤ 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する
- ⑥ 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する
- ⑦ 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る
- ⑧ 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する
- ⑨ 地球環境保全に資する国際的な取組を推進する

各分野に共通する施策に関する指標群

《指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
「環境配慮活動実践者」の割合	76.8% (H25)	80% (H32)	①②
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	297,100t-CO ₂ (H26)	281,100t-CO ₂ (H32)	④

《個別指標》

名称	基準	目標数値等	関連目標
環境管理システムの認証取得事業所数	651 事業所 (H25)	780 事業所 (H32)	③
YES!clean 表示制度登録生産集団数	397 生産集団 (H25)	480 生産集団 (H31)	③

《補足データ》

名称	関連施策	関連目標
グリーン・Biz認定制度による登録・認定事業所数	イ（ア）	③
道におけるグリーン購入調達率	イ（ア）	④
北のクリーン農産物（Yes!clean）の作付面積	イ（イ）	③
道内のエコファーマー認定数	イ（イ）	③
有機農業に取り組む農家戸数	イ（イ）	③
北方型住宅としてデータ登録された戸数	ウ	⑥
長期優良住宅の認定戸数	ウ	⑥
環境分野における海外からの研修受入人数	エ	⑨

（注） 指標群の設定の考え方等については、参考資料「指標群一覧」を参照

各主体の取組方向

《道民》

- 家庭や学校、地域など様々な場面で、環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活を心がけるとともに、地域に取組を広げていきます。
- 環境保全に関する講演会等や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

《事業者》

- 研修会の実施など、従業員に対する環境配慮の啓発を進めるとともに、環境保全に関する取組方針や目標の設定、内部監査の導入など自主的な環境管理体制づくりに努めます。
- 環境報告書等の作成により環境保全への取組状況を公表するとともに、住民等と連携して地域の環境保全活動に取り組みます。
- クリーン農業の実践、間伐材の利用や森林の保全・整備、覆砂などによる藻場・干潟の維持保全や、これらの産業から発生する廃棄物の適正処理など、環境と調和した産業活動に努めます。

《NPO 等の民間団体》

- 道民、事業者、行政と連携して、環境保全活動を実践します。
- 民間団体相互や各主体との連携・協力によるネットワークづくりを進め、道民の環境保全意識の高揚を図り、取組の環を広げます。

《市町村》

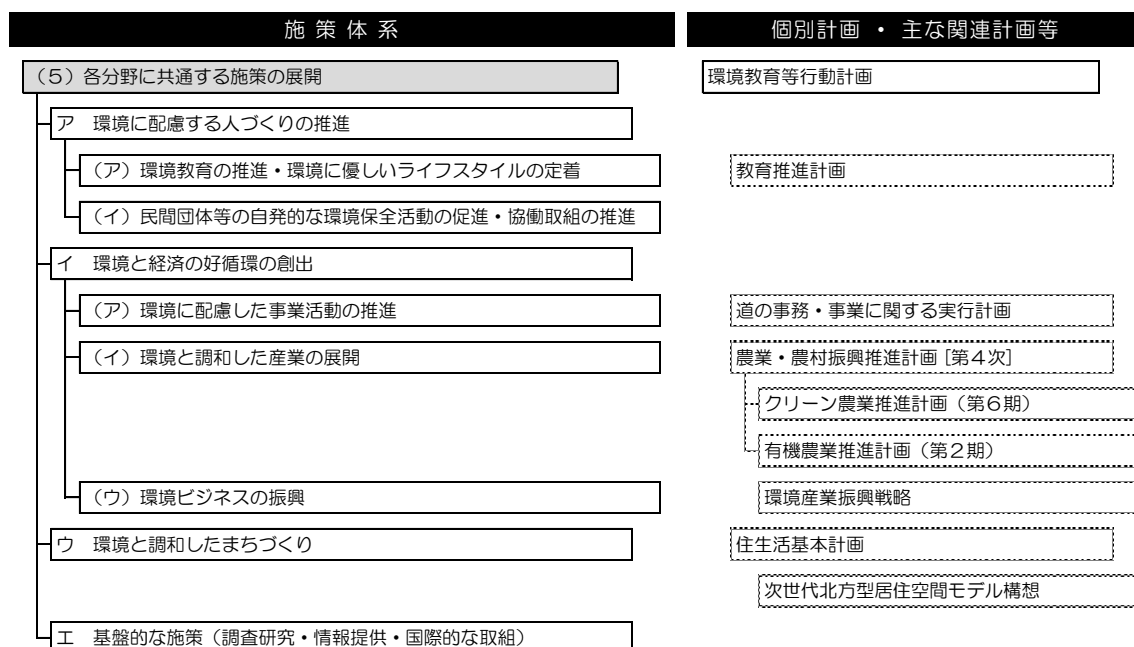
- 学校における環境教育や地域に根ざした環境教育を推進します。
- 地域の環境保全活動の核となる人材の確保及び育成を進めるとともに、情報や機会の提供などにより民間団体等の自発的な環境保全活動を支援、協力します。
- 環境に配慮した事業活動を推進するため、事業者に対する指導、助言等に努めます。
- 環境への負荷の少ないまちづくりを進めます。

道の施策

《施策の体系》

施策体系のうち、「環境に配慮する人づくりの推進」及び「環境に配慮した事業活動の推進」については、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」に基づき具体的な施策を講じ、本計画と一体で取組を推進します。

また、施策の推進に当たっては、各分野で策定されている関連計画等との調和を図ります。



《施策の方向》

ア 環境に配慮する人づくりの推進

(ア) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着

- 地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。

＜主な取組＞

- ・「環境の村」などの環境教育の拠点を活用して、環境教育プログラムを開発・実施し、環境に配慮した行動を実践又はサポートする人材の育成を進めます。
- ・地球温暖化防止活動推進員やeco-アカデミアの制度を活用し、地域の環境学習会等への指導者派遣など、人材の効果的な活用を進めます。
- ・家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「kids'ISO14000」などを活用し、家庭や学校での環境教育を推進します。

- 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。

＜主な取組＞

- ・「道民環境行動月間(毎年7月)」や「道民環境の日(5・7・10・1月の第2日曜日)」を中心に、道民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践を呼びかけ、その定着を促進します。

- ・食を通して農産物・水産物等が育った環境や環境に調和した食生活などについて考える食育*を推進します。
- ・木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む木育*を推進します。

（イ）民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。

＜主な取組＞

- ・道民、事業者、行政が連携して環境保全活動の取組を推進する「環境道民会議*」の活動を通じて、各主体との情報交換等を行い、参加団体の環境保全活動を促進します。
- ・環境に関心の高い企業等との協働により、環境保全活動に取り組む団体等を支援します。

イ 環境と経済の好循環の創出

（ア）環境に配慮した事業活動の推進

- 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。

＜主な取組＞

- ・ISO14001、エコアクション21*や北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）*に関する情報発信などにより、環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- ・「グリーン・Biz認定制度」により、事業者の自主的な環境配慮活動を評価し、企業の環境保全の取組を促進します。

- 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。

＜主な取組＞

- ・地球温暖化対策推進法に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」により、庁舎管理事務と連携して、環境配慮の取組を進めます。
- ・「グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を使用した製品等の優先的な調達などグリーン購入に率先して取り組みます。
- ・道における環境配慮契約の効果的な導入に当たっての考え方等を示す「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、導入が可能なものから環境配慮契約に取り組みます。

- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。

（イ）環境と調和した産業の展開

- 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。

<主な取組>

- ・「クリーン農業推進計画」に基づき、クリーン農業技術の開発と普及、クリーン農産物の生産や流通・消費の拡大などを推進します。
- ・「有機農業推進計画」に基づき、有機農業への新規参入や有機農業技術の開発と普及、有機農畜産物の販路拡大などを促進します。
- ・家畜ふん尿や稲わらなどのバイオマスについて、適切な管理や肥料化、飼料化、エネルギー化などの循環利用を促進します。

- 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。

<主な取組>

- ・道内で生産された農林水産物や加工品を道民が消費することで、環境負荷の低減にも資する「地産地消」を推進します。
- ・道内の森林から産出され、道内で加工された木材である「地域材」を、道内で利用する「地材地消」を推進します。

(ウ) 環境ビジネスの振興

- 「環境産業振興戦略」に基づき、多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興をはかります。

<主な取組>

- ・本道の豊富なエネルギー資源及び道内技術シーズを活用した環境産業関連技術の研究開発や製品開発、事業化を支援します。

ウ 環境と調和したまちづくり

- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。

<主な取組>

- ・「次世代北方型居住空間モデル構想」を推進するため、普及啓発や市町村に対する支援などを進めます。

- 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。

<主な取組>

- ・北海道立総合研究機構が実施する自然環境や大気・水環境等の保全に関する調査研究を支援します。
- ・「循環資源利用促進税」を活用し、事業化を前提に行われる産業廃棄物のリサイクル等に係る調査研究を支援します。

第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

- 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。
- 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。

2 重点的に取り組む事項

ここでは、改定計画の計画期間である今後5年間に、特に重点的に取り組むことが必要な事項について、次の考え方に沿って掲げることとします。

（1）基本的な考え方

- 本章の1では、各分野ごとに、環境の現状や課題に応じて取り組むべき施策の方向を網羅的に示しました。
これらの中には、課題等の状況を踏まえ対応を急がなければならないものや、北海道らしさを発揮するという観点で特に重要なもの、環境のみならず社会情勢の変化も踏まえて総合的に取り組む必要があるものなどがあります。
- そこで、それらの課題等を解決するため、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を、重点的に取り組む事項として掲げることとします。
- 重点的に取り組む事項については、次の視点に留意して選定し、優先度が高いと考えられる取組を再構築して掲げることとします。

<重点的に取り組む事項の選定の視点>

- ① 緊急性 環境や社会情勢の状況等を踏まえ、特に早急に対応を図る必要があるもの
- ② 独自性 本道の特徴や強みを活かして北海道らしさを発揮するもの
- ③ 総合性 人口減少などの喫緊の社会的課題も勘案し、分野横断的に施策を展開することにより、相乗効果を発揮するもの

■ 重点的に取り組む事項の選定について

平成26年度に実施した「新・北海道総合計画（H20.3策定）」の第2回点検・評価において、道が今後重点的に取り組むべき事項として「北海道の特性を活かした環境先進地づくり」など5つの事項が掲げられています。

また、平成27年8月に策定された「新・北海道ビジョン推進方針」においては、政策展開の方向として「アジアの環境首都をめざす北海道づくり」などが掲げられています。

これらの政策で掲げられている事項は、今日の本道をめぐる社会情勢の変化や直面する課題などを踏まえたものであることから、この改定計画の重点的に取り組む事項の選定にあたっては、十分配慮することとします。

- 重点的に取り組む事項については、それぞれ、次に沿って記述します。
 - ① 背景・目的 選定に至る背景や目的、視点との関連性など
 - ② 目標 めざす目標
 - ③ 取組の方向 目標の達成に向けた重点的な取組の方向

（2）重点的に取り組む事項

（1）の基本的な考え方に沿って、重点的に取り組む事項を掲げます。

ア 野生生物と共生する社会づくり

背景・目的

- エゾシカの急激な増加や生息域の拡大は、農林業への被害だけでなく、高山植物や希少植物の食害、自動車や列車との衝突事故件数の増加などを引き起こしており、生態系や私たちの生活に様々な影響を与えています。
- 近年では、ヒグマやアザラシなどによる農業・漁業被害も増加しており、これらの野生動物とのあつれきの緩和が大きな課題となっています。
- 一方で、ヒグマやアザラシは地域や種によっては絶滅のおそれもあり、この他にも、開発の進展による生息・生育地の改変や過度の捕獲・採取等、外来種の生息・生育地域の拡大などにより、絶滅の危機に瀕し、これまで以上に保護を図る必要のある野生動植物種が存在しています。
- このため、生息・生育や被害状況などのモニタリングにより状況の変化を見極め、生育数の増加等をめざす「保護」と減少等をめざす「管理」を適切に運用し、柔軟で順応的な対策を行うことが求められています。
- また、適切な保護と管理に取り組むための体制整備や担い手の確保、捕獲個体の有効活用等の推進なども課題となっており、これらも含めて総合的な対策に取り組む必要があります。
- 特に、エゾシカの捕獲個体の利活用については、新たな産業の芽となっており、これを育て、地域外への移出の拡大や内需、雇用の創出につなげることが求められています。

目標

科学的知見に基づいたモニタリングに基づき保護と管理のバランスを取り、捕獲個体の地域資源としての利活用も含めた総合的な対策に取り組むことにより、道民と野生生物が共存・共生できる社会の形成を目指します。

取組の方向

- 野生生物の適正な保護管理
 - ・ 推定個体数把握のための分布調査など科学的データや情報の収集
 - ・ 各地域の環境やニーズに応じた効率的なエゾシカ捕獲手法の開発・実践
 - ・ アライグマなど生態系等に影響を与える外来種の監視や駆除活動の推進
 - ・ 狩猟者の確保・育成など個体数管理のための体制整備

- エゾシカの地域資源としての利活用
 - ・ エゾシカの捕獲から利活用までの取組を一体的に行う地域モデルの創出
 - ・ 認証制度の創設による道産ジビエとしての地域ブランド化の推進
 - ・ エゾシカの有する多面的な価値を活かした観光や教育分野での利用促進

イ 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成

背景・目的

- 積雪寒冷・広域分散という地域特性から化石燃料への依存度が高いため、温室効果ガス削減に向けて、風力、太陽光、地熱など全国トップクラスの豊富な再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠です。
- また、農林水産業が盛んなことから、家畜ふん尿や有機性汚泥などのバイオマスが豊富にあり、こうした循環資源を活用する地域循環圏の構築が求められています。
- 再生可能エネルギーの利用拡大やバイオマスなどの循環資源の利活用は、地域で自立・分散型のエネルギー源を確保するとともに、環境・エネルギー産業やリサイクル産業などの産業の成長を促し、道の喫緊の課題である国土強靱化や地域の活性化にも貢献することが可能です。
- 例えば、豊富な再生可能エネルギー源を利用して、次の世代を担うクリーンエネルギーとして期待される水素を製造することが可能であり、水素を使用する燃料電池等の導入は、低炭素社会の形成や新たな環境産業の創出にも寄与するものと考えられます。
- また、バイオマスのエネルギー利用などは、燃料費としての地域外への資金流出を抑制するとともに地域内での資金の循環を生み出し、地域の活性化、ひいては人口流出抑制につながる対策ともなりえます。
- 人口減少などへの対応の必要性なども踏まえ、このような、地域が抱える経済・社会的課題の解決にも寄与する環境への取組を積極的に推進していくことが求められています。

目標

再生可能エネルギーの利用拡大や、バイオマスなどの循環資源の活用により、クリーンなエネルギーを自給し、地域の循環資源を活用する持続可能な地域社会の形成を図ります。

取組の方向

- 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの導入推進
 - ・ 新エネルギー利用のための構想づくりや事業化に向けた取組への支援
 - ・ 防災拠点等への再生可能エネルギー関連設備の整備促進
 - ・ 豊富なエネルギー資源を背景とした環境・エネルギー産業の育成・振興

- 水素社会の形成に向けた取組の推進
 - ・水素の特性や利活用の意義などに関する普及啓発
 - ・水素社会形成に向けた「水素社会実現戦略ビジョン」に基づく取組の推進
 - ・水素関連実証プロジェクトの誘致や水素関連技術の開発・普及

- バイオマスなどの循環資源の活用
 - ・地域における効率的なバイオマス利活用システムの構築支援
 - ・林地未利用材をはじめとした木質バイオマスの利用促進
 - ・技術研究開発及び施設整備に対する支援等による循環資源及び再生品の利用拡大

ウ 豊かな自然の次代への継承

背景・目的

- 北海道は、世界自然遺産の知床や、釧路湿原をはじめとしたラムサール条約湿地など、道民の財産となる豊かな自然を有しています。

- この豊かな自然は、多様な野生生物の生息・生育環境となっているほか、豊富で質の高い水資源を生み出すとともに、道の基幹産業である農林水産業や観光産業の基盤となっています。

- こうした本道の豊かな自然や生物多様性の価値を改めて見つめ直し、道民が誇るこの貴重な資産を次代に引き継ぐ取組を、着実に推進することが求められています。

- しかしながら、開発が進められる中で、土地利用の変化などにより、野生生物の生息・生育環境が分断されるなど、自然環境等の質的な悪化が懸念されており、今後の観光客増加なども想定し、これまで以上に保全や適正利用を推進していくことが必要です。

- また、人口減少・高齢化の進行を踏まえ、地域における環境保全活動の担い手や環境教育の指導者の育成を進めるとともに、NPO などの民間団体、事業者など様々な主体との連携・協働による取組を推進する必要があります。

目標

知床をはじめとした本道の豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、様々な主体と連携・協働を図りながら、自然環境等の保全とその適正な利用、これらの活動の担い手や指導者の育成を推進します。

取組の方向

- 豊かな自然環境等の保全
 - ・「知床メモリアル・アクション」等に基づく知床の普遍的価値の発信
 - ・流域全体の健全な水循環の確保のための計画的な水環境保全施策の推進
 - ・多様な生物の生息・生育環境の保全

- 自然環境の持続可能な利用
 - ・「知床エコツーリズム戦略」に基づくエコツーリズムの推進とその展開
 - ・自然公園の適切な利用に資する利用設備の整備

- 担い手と指導者の確保及び協働取組の推進
 - ・環境保全活動を実践又はサポートする担い手・指導者の育成
 - ・多様な主体の参画による自然環境保全の取組の推進

第3章 計画の推進

この章では、本計画を推進するに当たっての考え方などを示し、道民、事業者、行政が互いに連携して、計画を着実に推進し、21世紀半ばを展望した将来像や、5年後のめざす姿の実現を目指します。

なお、計画の推進に当たっては、本計画が道民や事業者などの各主体に浸透するよう広く周知に努めます。

1 道民の意見の反映

- 環境保全推進委員*制度やホームページ等による意見募集を有効に活用し、環境施策に対する道民の意見を把握するとともに、その意見を環境施策に適切に反映するよう努めます。
- 寄せられた道民の意見については、その対応状況等について、適宜、公表します。
- 環境施策に対する道民のニーズ等について、適宜、道民意識調査を活用するなどして把握するとともに、施策への反映に努めます。

2 推進体制

- 道の各部局が連携して環境基本計画を推進するため、庁内関係部局で構成する環境政策推進会議*等を活用します。(図3-1参照)
- 環境基本計画に基づく施策の推進に当たって、道民・事業者・行政など各主体の連携のもと、積極的な環境保全活動を促進するため、住民団体や事業者団体等で構成する環境道民会議を活用します。

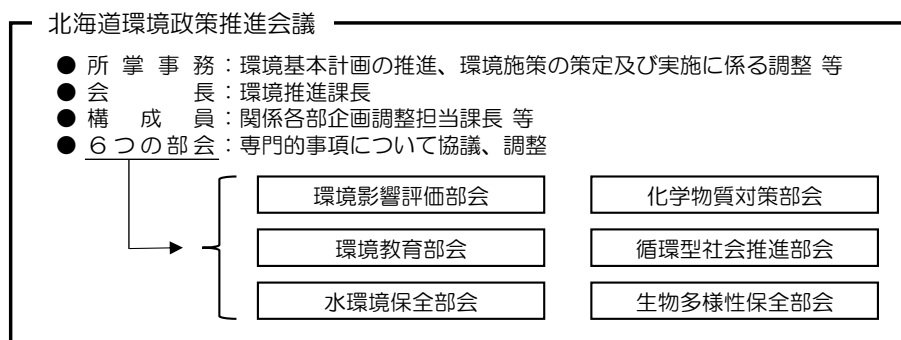


図3-1 北海道環境政策推進会議の構成

3 計画の進行管理

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。

- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。

■ 点検・評価と指標群について

点検・評価では、各施策の実施状況と「補足データ」などをもとに、「施策の方向」に基づく各施策の進捗状況を把握します。

また、各分野の目標の達成状況については、「指標」や「個別指標」を用いるほか、社会状況の変化などの外部要因や各施策の進捗状況なども踏まえ、評価を行うこととします。

■ 総合的な評価について

各分野で講じる施策については、他の分野での相乗的な効果が期待できるものがある一方で、その分野の環境影響を低減するための取組が、他の分野で別の環境影響を発生させる場合もあります。

したがって、計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価に当たっては、他の分野の視点なども勘案した、総合的な評価を行うこととします。

- 点検・評価は、PDCA サイクル*の考え方に基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページ等を通じて広く公表します。

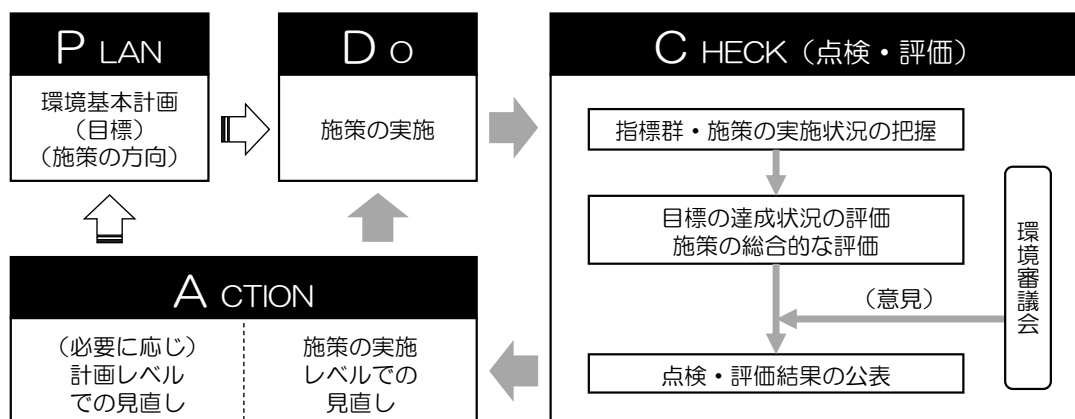


図3-2 計画の進行管理イメージ

4 計画の見直し

- 計画の進捗状況の点検・評価の結果や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

用語解説

本計画で使用している主な用語の解説について、五十音順で整理しています。

《ア行》

【IT】

Information Technology の略。ここでは、情報・通信に関連する技術一般の総称。

【アスベスト（石綿）】

繊維状の鉱物で、安価な工業材料としてスレート材、断熱材等、広範囲に使用されている。その繊維が極めて細かいことから、人が呼吸器から吸入しやすいという特質をもつ。

【ISO14001】

国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Action）という PDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。

【エコアクション21】

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価・報告するための方法を提供している。

【エコツーリズム】

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その自然観光資源の保護に配慮しつつ、それらとふれあい、それらに関する知識及び理解を深めるための活動。

【NPO 法（特定非営利活動促進法）】

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律。

【オープンデータ】

官公庁などが持ち、限られた場所で利用されているデータを、一般の利用者がいつでも取り出して利用できるようにしたデータのこと。民間企業が持つデータと組み合わせ、新サービスを生み出すと考えられている。

【温室効果ガス】

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ二酸化炭素、メタンなどの気体。人間活動による温室効果ガスの排出量増加により地球温暖化が進行しているといわれる。

《カ行》

【環境政策推進会議】

道庁内の各部局の連携と調整を図り、環境施策を総合的・計画的に推進するため設置している組織。

【環境道民会議】

道民・事業者・行政が連携して環境保全活動を積極的に推進するため、平成 10 年に設置し、現在、住民団体や事業者団体などで構成している。

【環境保全推進委員】

環境施策に道民の意見を反映するため、環境基本条例に基づき委嘱している。

【環境マネジメントシステム】

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいく仕組み。このシステムの国際規格が、ISO14001 である。

【企業の社会的責任（CSR）】

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。Corporate Social Responsibility の頭文字をとった言葉。

【クラウドサービス】

インターネット等のブロードバンド回線を経由して、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務（サービス）として、第三者（利用者）に対して遠隔地から提供するもの。

【クリーン農業】

たい肥等の有機物の施用や、化学肥料の使用抑制など、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業。

【グリーン購入】

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

【グリーンツーリズム】

農家が経営する民宿（ファームイン）、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

【光化学オキシダント】

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

《サ行》

【再生可能エネルギー】

資源が無くならず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーで、法令*で示された太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなどのエネルギーのこと。

※ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

【循環資源】

廃棄物等のうち有用なもの。

【食育】

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

【新エネルギー】

条例*で定義している、次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気）又はエネルギーの利用形態

ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー

イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギー

ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギー

道では、この条例に基づき、新エネルギーの開発及び導入を促進している。

※ 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例

【水素社会】

水素を日常の生活や産業活動でエネルギーとして活用する社会。水素は、利便性やエネルギー効率が高いほか、利用段階で温室効果ガスの排出がないという特徴を持ち、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されている。

【スマートフォン】

従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末のこと。従来の携帯電話端末とは異なり、利用者が使いたいアプリケーションを自由にインストールして利用することが一般的。

【3R（スリーアール）】

①Reduce（リデュース：発生抑制）、②Reuse（リユース：再使用）、③Recycle（マテリアル・リサイクル：再生利用、サーマル・リサイクル：熱回収）の頭文字をとったもので、この優先順位に配慮して3Rを推進している。

【スローライフ】

現代社会のスピードと効率を追い求める慌ただしい暮らしや働き方を見直し、ゆとりある人生を楽しみ、生活の質を高めようという動き。欧米で広がりを見せている。

【生物多様性】

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生物の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性）。生物多様性は、すべての生物の「固有種」と「つながり」によって成り立っている。

【世界自然遺産】

世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。平成 26（2014）年 6 月現在、197 ヶ所が登録されている。日本国内では、平成 5（1993）年に「屋久島」と「白神山地」、平成 17（2005）年に「知床」、平成 23（2011）年に「小笠原諸島」の計 4 ヶ所が登録されている。

【ソーシャルメディア】

ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディアのこと。利用者同士のつながりを促進する様々なしなかけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

【ゾーニング】

森林の状況や住民ニーズ等を勘案し、森林の有する多面的機能のうち、特に発揮を期待する単一又は複数の機能に応じて森林を区分すること

《タ行》

【タブレット端末】

タブレット（平板）型の端末で、液晶の画面に指先をあてながら操作する「タッチパネル」が採用されている。ノートパソコンより小さくて軽いため、片手で持ちながら利用可能。

【地産地消】

地域で生産されたものを地域で消費すること。道内各地で生産者による新鮮な地場産品の直売や生産者等と消費者の交流活動など多様な取組が展開されており、消費者と生産者の相互理解を深めるとともに、輸送に伴うコストの低減や二酸化炭素の排出など環境負荷の低減に貢献すると考えられる。

【地材地消】

地域で生産された木材・木製品を地域で有効利用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

《ハ行》

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地未利用材がある。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。

【廃棄物等】

一般廃棄物・産業廃棄物に加えて、使用済み物品、副産物等を含む概念。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

大気中に浮遊している 2.5 μm（1 μm は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM：10 μm 以下の粒子）よりも小さな粒子。

非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

道内での環境基準達成率（長期）は 100%（H25）。

【ビッグデータ】

ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

【PRTR 制度】

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計し、公表する仕組み。環境汚染物質排出移動登録制度。

【PCB（ポリ塩化ビフェニル）】

有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことから、現在では、国内で製造は禁止されている。

【PDCA サイクル】

プロジェクト等の実行に際し、計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み。

【ブロードバンド】

光ファイバーなどを使った高速で大容量な通信を提供する回線やサービスの総称のこと。

【北海道環境マネジメントシステム(HES)】

ISO14001 を基本とした中小企業向けの環境管理システムで、取り組みやすい内容であることや、費用負担が小さいことが特徴。北海道商工会議所連合会などの経済団体が中心となり策定した。

《マ行》

【木育（もくいく）】

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

《ヤ行》

【有機農業】

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業のことで、有機農業の推進に関する法律第2条で定義されている。

《ラ行》

【ラムサール条約】

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。昭和46(1971)年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用(ワイズユース)を提唱している。昭和50(1975)年に条約を発効し、日本は昭和55(1980)年に締約国となった。

【リスクコミュニケーション】

環境リスクなどの化学物質などに関する正確な情報を住民、事業者、行政等の全ての者が共有しつつ、意思疎通と相互理解を図ること。

【林地未利用材】

伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等。

【レッドリスト】

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことで、国際的には国際自然保護連合(IUCN)が、国内では環境省のほか地方公共団体やNGOなどが作成。環境省のレッドリストは、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価してまとめたもの。

【LOHAS（ロハス）】

健康と環境面を中心とした持続可能性を重視した生活スタイルのことで、Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字を取った言葉。

指標群一覧

1 地球環境保全に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
温室効果ガス排出量	二酸化炭素、メタンなど地球温暖化の原因となる温室効果ガスの年間排出量の合計値（二酸化炭素重量換算）	6,366 万 t-CO ₂ (H2)	5,919 万 t-CO ₂ (H32)	目標数値は、平成 26 年度に改定した「地球温暖化対策推進計画」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 発電分野 (発電電力量)	太陽光、風力、バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（発電分野）	5,866 百万 kWh (H24)	8,115 百万 kWh (H32)	目標数値は、平成 25 年度に策定した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」と同じ設定としています。 同基本方向の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
新エネルギー導入量 熱利用分野	バイオマス、地熱などの新エネルギーの導入量（熱利用分野）	12,257 TJ (H24)	20,133 TJ (H32)	

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
森林の蓄積と地球温暖化防止機能	森林の蓄積（森林を構成する樹木の幹の部分の体積）及びその蓄積による炭素の量	蓄積 743 百万 m ³ 炭素貯蔵量 297 百万 t-C 相当 (H23)	蓄積 961 百万 m ³ 炭素貯蔵量 384 百万 t-C 相当 (H44)	目標数値は、平成 24 年度に策定した「森林づくり基本計画」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。

【補足データ】

名称	概要
一人当たりの二酸化炭素排出量	全道の二酸化炭素排出量を、一人当たりに換算したもの
部門別二酸化炭素排出量	部門別（エネルギー転換、産業、民生（家庭）、民生（業務）、運輸、工業プロセス、廃棄物）の二酸化炭素排出量
環境効率性	道内の二酸化炭素排出量を、道内総生産（GDP）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い）
低公害車の普及台数	ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及台数
産業部門エネルギー消費原単位	各部門の活動量 1 単位当たりの最終エネルギー消費量 【「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」目標値】
家庭部門エネルギー消費原単位	
業務部門エネルギー消費原単位	
運輸部門エネルギー消費原単位	
フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量・破壊量	道内におけるフロン類の回収量及び破壊量

2 循環型社会形成に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
循環利用率	社会に投入される天然資源などの投入量のうち、循環資源（再使用・再生利用された資源）が占める割合	14.5% (H24)	16% (H31)	目標数値は、平成 26 年度に改定した「循環型社会形成推進基本計画」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
最終処分量	一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の合計	112 万 t (H24)	86 万 t (H31)	
廃棄物系バイオマス利活用率	家畜ふん尿、食品廃棄物、紙類・紙くずなどの廃棄物系バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	88.2% (H24)	90% (H31)	
未利用バイオマス利活用率	稲わら、もみ殻、林地未利用材などの未利用バイオマスの発生量のうち、利活用された割合（炭素量換算）	60.4% (H24)	70% (H31)	

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
一般廃棄物の排出量（一人1日当たり）	家庭などからのごみ（一般廃棄物）の総排出量を一人 1 日当たり に換算したもの	1,004 g/人・日 (H24)	940 g/人・日 (H31)	目標数値は、平成 26 年度に改定した「循環型社会形成推進基本計画」と同じ設定 としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。
産業廃棄物の排出量	道内における産業廃棄物の排出量	3,875 万 t (H24)	3,900 万 t (H31)	
一般廃棄物のリサイクル率	一般廃棄物の排出量のうち、リサイクルされた割合	23.6% (H24)	30% (H31)	
産業廃棄物の再生利用率	産業廃棄物の排出量のうち、再生利用（リサイクル）された割合	55.9% (H24)	57% (H31)	

【補足データ】

名称	概要
資源生産性	道内総生産（GDP）を道内の天然資源等投入量（道内で採取・投入された天然資源及び道外から輸移入された物品の総量）で割ったもの 経済成長の程度に対する環境負荷の増減状況を表しており、数値が下がるほど、経済規模に比して環境負荷が少ない（効率が良い） 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者のうち、優良認定事業者として認定された事業者数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
廃棄物系バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（紙類、生ごみ、し尿等、有機性汚泥、下水汚泥、紙くず、木くず、動植物性残渣、家畜ふん尿）ごとの発生量及び利活用量
未利用バイオマスの種別ごとの発生量及び利活用量	バイオマスの種別（稲わら、もみ殻、麦かん、林地未利用材）ごとの発生量及び利活用量
バイオガスプラント施設数	道内で稼働中の家畜ふん尿及び都市廃棄物系（下水汚泥、し尿、生ごみ等）のバイオガスプラントの施設数 【「循環型社会形成推進基本計画」補助指標】
バイオマス活用推進計画等策定市町村数	バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進計画」及びバイオマス産業都市構想などのバイオマス関連計画を策定した市町村の数（累積） 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】
認定リサイクル製品数	「北海道リサイクル製品認定制度」において認定されたリサイクル製品の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】
グリーン購入の全庁的実施市町村数	市役所・町村役場のうち、全庁的にグリーン購入を実施している市町村の数 【「循環型社会形成推進基本計画」取組指標】

3 自然環境保全に関する指標群

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
犬・ねこの安楽殺処分頭数	動物愛護法に基づき、道及び市町村が所有者や拾得者から引き取った犬・ねこのうち、新たな飼い主が見つからずに安楽殺処分となった頭数	9,786 頭 (H18)	1,000 頭 (H32) 【暫定】	目標数値は、平成 19 年度に策定した「動物愛護管理推進計画」と同じ設定（4,893 頭（H29））としていましたが、この改定計画の策定時点で既に目標値を達成しているため、暫定的な目標として設定したものです（基準年から現在までの減少率（年平均）を維持することとして設定）。 同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
エゾシカ個体数指数（東部）	東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）におけるエゾシカの個体数指数（H5 を 100 とした場合の毎年の生息動向を相対的に示した数値）	120 (H24)	50 (H28)	目標数値は、平成 23 年度に策定した「エゾシカ管理計画（第 4 期）」と同じ設定としています。 同計画の改定等があった場合は、それに 応じて見直すこととします。 ※ 基準（H24）の指数は、エゾシカ管理計画（第 4 期）策定時の推定値です。
エゾシカ個体数指数（西部）	西部地域（石狩、空知、上川、留萌、宗谷、日高、胆振）におけるエゾシカの個体数指数（H12：100）	290 (H24)	200 (H28)	

【補足データ】

名称	概要
すぐれた自然地域の面積	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）及び自然環境保全地域等の面積合計
森林所有者等が生物多様性保全のため特に森林の整備・保全を行う面積	生物多様性保全のための森林整備・保全を行う森林として、「生物多様性ゾーン」に設定する面積 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】
一人当たり広域公園都市面積	道内の都市公園のうち、広域公園に分類される公園（国営十道立）の供用面積を、一人当たり換算したもの 【「公園緑地計画」目標】【「生物多様性保全計画」関連指標】
道立公園利用者数	都市公園のうち道立都市公園の利用者数
水辺に親しめる河川空間整備数	「水辺の楽校」や「ふるさとの川整備事業」などにより、水辺に集い憩える場が整備された河川の数（累積）
道民との協働により育てる樹木の本数	道民参加型イベントなどにおいて、協働により植樹・育樹された樹木の本数 【「森林づくり基本計画」関連指標】【「生物多様性保全計画」関連指標】
景観行政団体移行市町村数	景観法に定める景観行政団体となっている道内の市町村の数 【「景観形成ビジョン」指標】
自然公園利用者数	自然公園（国立公園・国定公園・道立自然公園）の利用者数
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	自然保護監視員、鳥獣保護員、希少野生動植物保護監視員の人数と監視延べ日数 【「生物多様性保全計画」参考データ】
タンチョウの生息数	タンチョウの生息状況の一斉調査（毎年度 1 月実施）において、観察された羽数の 3 年平均値
野生動植物の目録を作成した分類群の数	植物・哺乳類・鳥類といった生物分類群ごとに道内に生息・生育する野生動植物種のリストを作成した数 【「生物多様性保全計画」参考データ】
「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき「アライグマ防除実施計画」を策定した市町村の数 【「生物多様性保全計画」関連指標】
エゾシカ捕獲数及び農林業被害額	許可捕獲と狩猟捕獲をあわせたエゾシカ捕獲数とエゾシカによる農林業被害額 【「生物多様性保全計画」参考データ】
エゾシカ推定生息数	個体数指数から推定したエゾシカ推定生息数
狩猟免許所持者数	エゾシカやヒグマ対策などの担い手となる狩猟免許所持者の数 【「生物多様性保全計画」参考データ】

4 地域環境の確保に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
大気環境基準達成率	大気汚染測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成割合	100% (H25)	100% (H32)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。
水質環境基準達成率	環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（河川、湖沼、海域）の環境基準（BOD 又はCOD）の達成割合	91.6% (H26)	100% (H32)	
騒音に関する環境基準達成率（一般地域、自動車、航空機）	一般地域の騒音、自動車騒音、航空機騒音に関する環境基準の達成割合	一般地域 90.5% (H26) ----- 自動車 97.3% (H26) ----- 航空機 50.0% (H26)	100% (H32)	

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率	ダイオキシン類による汚染状況（大気、水質、土壌）に関する環境基準の達成割合	100% (H26)	100% (H32)	環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものであるため、すべての測定地点での環境基準達成（又はその維持）を目標としています。

【補足データ】

名称	概要
地下水環境基準の達成状況	地下水水質常時監視の「概況調査（地域全体の地下水水質を把握するための調査）」及び「継続監視調査（汚染を継続的に監視するための調査）」における調査地点数及び環境基準達成率
汚水処理人口普及率	道内人口のうち、下水道、農業集落排水、漁業集落排水、合併処理浄化槽が整備されている区域の人口の割合 【「全道みな下水道構想Ⅲアクションプログラム」整備目標】
健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	健全な水循環の確保に向けて、「流域環境保全計画」を策定した流域の数
PRTR 法に基づく届出排出量及び移動量	PRTR 法に基づき届出された、462 種類の化学物質の環境への排出量及び事業所外への移動量（合計）
公害苦情件数	地域住民から市町村や道の窓口に寄せられた公害苦情件数

5 各分野に共通する施策に関する指標群

【指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
「環境配慮活動実践者」の割合	道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合	76.8% (H25)	80% (H32)	目標数値は70% (H29) と設定していましたが、この改定計画の策定時点で既に目標値を達成しているため、見直したものです (平成25年度調査の現状値である76.8%を念頭に設定)。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
道の事務・事業における温室効果ガスの排出量	道の事務・事業において排出される温室効果ガスの排出量(二酸化炭素重量換算)	297,100 t-CO ₂ (H26)	281,100 t-CO ₂ (H32)	目標数値は平成27年度に策定した「第4期 道の事務・事業に関する実行計画」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

【個別指標】

名称	概要	基準	目標	目標値設定の考え方
環境管理システムの認証取得事業所数	3種類の環境管理システム(国際規格のISO14001、中小企業向けのエコアクション21、北海道独自のHES(北海道環境マネジメントシステム・スタンダード))の認証を取得している道内事業所数の合計(累積)	651 事業所 (H25)	780 事業所 (H32)	目標数値は、780事業所(H29)と設定していましたが、平成29年度における目標値の達成は困難な見込みのため、目標の達成年度を見直したものです。当該指標は、この分野の個別計画である「環境教育等行動計画」においても採用されているため、同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。
YES!clean表示制度登録生産集団数	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の生産に取り組む生産集団	397 生産集団 (H25)	480 生産集団 (H31)	目標数値は、平成26年度に策定した「グリーン農業推進計画(第6期)」と同じ設定としています。同計画の改定等があった場合は、それに応じて見直すこととします。

【補足データ】

名称	概要
グリーン・ビズ認定制度による登録・認定事業所数	環境に配慮した取組を自主的に行う「グリーン・ビズ認定制度」に基づく登録・認定事業所数
道におけるグリーン購入調達率	道が策定する「環境物品等調達方針」に定める全ての品目について、品目ごとの環境物品等調達率(総調達量に占める環境物品等調達量の割合)を単純平均したものの
北のクリーン農産物(Yes!clean)の作付面積	化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など一定の基準を満たして生産・出荷される「YES!clean」農産物の作付面積 【「グリーン農業推進計画(第6期)」目標指標】
道内のエコファーマー認定数	持続性の高い農業清算方式の導入に関する法律に基づき、①堆肥等施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の3つの技術をすべて用いる導入計画を作成し、作物毎に認定を受けた農業者(エコファーマー)の認定数
有機農業に取り組む農家戸数	有機農業に取り組む農家戸数(非有機JAS認定農家も含む) 【「グリーン農業推進計画(第6期)」目標指標】
北方型住宅としてデータ登録された戸数	高断熱・高气密、高耐久など一定の基準を満たし、北方型住宅として、1年間に新たにデータの登録・保管が行われた住宅戸数 【「住生活基本計画」指標】
長期優良住宅の認定戸数	長期優良住宅の普及の促進に関する法律が定める、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅として認定を受けた住宅の戸数
環境分野における海外からの研修受入人数	環境分野において、JICAの研修などにより海外から道が受け入れた研修人数

資料編

1 計画の改定経過

◎ 環境審議会における審議

環境審議会に計画の見直しについて諮問し、同企画部会において見直しの方向性などについて審議していただきました。

○ 環境政策推進会議における調整

庁内関係部局で構成する環境政策推進会議を活用し、全庁で連携して改定作業を進めました。

<経過>

- 平成 26 年 10 月 10 日 ○ 平成 26 年度第 2 回北海道環境政策推進会議
 ・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて
 >見直しの趣旨、スケジュール等
- 平成 26 年 10 月 14 日 ◎ 平成 26 年度第 2 回北海道環境審議会
 ・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて（諮問）
 >見直しの趣旨、現行計画の進捗状況等
 →審議は企画部会に付託
- 平成 26 年 10 月 20 日 ◎ 平成 26 年度第 1 回北海道環境審議会企画部会
 ・部会長の選出について
 ・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて
 >見直しの趣旨、現計画の進捗状況、スケジュール等
- 平成 26 年 12 月 24 日 ◎ 平成 26 年度第 2 回北海道環境審議会企画部会
 ・部会長の選出について
 ・第 2 次計画の進捗状況と改定の検討範囲について
 ・個別計画との関係の整理について
 ・指標設定の考え方、指標の性質、関連施策等との関係などについて
 ・社会情勢の変化等への対応について
- 平成 27 年 3 月 26 日 ◎ 平成 26 年度第 3 回北海道環境審議会企画部会
 ・環境基本計画の見直しスケジュールについて
 >新しい総合計画の策定を踏まえ、スケジュールを変更
 ・環境基本計画の指標について
- 平成 27 年 6 月 10 日 ○ 平成 27 年度第 1 回北海道環境政策推進会議
 ・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて
 >素案（事務局案）の提示・意見照会

（以降、庁内関係部局に対し、案の各段階において文書により意見照会を実施）

- 平成 27 年 7 月 22 日 ◎ 平成 27 年度第 1 回北海道環境審議会企画部会
・環境基本計画〔第 2 次計画〕改定版（素案）について
・改定版における重点事項について
- 平成 27 年 10 月 9 日 ◎ 平成 27 年度第 2 回北海道環境審議会企画部会
・環境基本計画〔第 2 次計画〕改定版（原案（案））
について
- 平成 27 年 10 月 22 日 ◎ 平成 27 年度第 3 回北海道環境審議会
・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて
＞改定案について中間報告
- 平成 27 年 11 月 5 日
～
平成 27 年 12 月 4 日 ◆ 原案に対する道民意見提出手続（パブリックコメント）
- 平成 27 年 12 月 21 日 ◎ 平成 27 年度第 3 回北海道環境審議会企画部会
・環境基本計画〔第 2 次計画〕改定版（案（案））について
・附帯意見（案）について
- 平成 28 年 1 月 21 日 ◎ 平成 27 年度第 4 回北海道環境審議会
・環境基本計画〔第 2 次計画〕の見直しについて（答申）
- 平成 28 年 1 月 27 日 ○ 平成 27 年度第 2 回北海道環境政策推進会議
・環境基本計画〔第 2 次計画〕の改定について
＞パブリックコメント結果、答申内容等

2 北海道環境審議会委員名簿

〈北海道環境審議会委員名簿〉

氏名	所属等	備考
石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 准教授	循環型社会推進部会長
内田 和幸	北海道農業協同組合中央会 副会長	
児矢野 マリ	北海道大学大学院法学研究科 教授	就任 (H26.12.10)
齊藤 隆	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 教授	自然環境部会長
白木 彩子	一般社団法人北海道自然保護協会 理事	就任 (H26.12.10)
菅井 貴子	フリーキャスター、気象予報士	
鈴木 光	北海学園大学法学部 教授	
高橋 智	弁護士法人高橋智法律事務所	退任 (H26.11.25)
竹中 万紀子	一般社団法人北海道自然保護協会 理事	退任 (H26.11.25)
中川 充	国立研究開発法人産業技術総合研究所 北海道センター産学官連携推進室 総括主幹	温泉部会長
波多野 隆介	北海道大学大学院農学研究院 教授	副会長、企画部会長 水環境部会長
浜田 剛一	北海道経済連合会 常務理事	
早川 陽子	早川陽子設計室 主宰 (一級建築士)	退任 (H26.11.25)
本間 靖敏	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務	
丸山 博子	丸山環境教育事務所 主宰	
宮嶋 睦子	一般社団法人北海道消費者協会 (旭川消費者協会 副会長)	
毛利 節	毛利節法律事務所	就任 (H26.12.10)
森田 みゆき	北海道教育大学札幌校 教授	
門谷 茂	北海道大学大学院水産科学研究院・環境科学院 教授	会長
山中 康裕	北海道大学大学院地球環境科学研究院 教授	地球温暖化対策部会長
山本 裕子	北海学園大学工学部社会環境工学科 准教授	就任 (H26.12.10)
米沢 則寿	帯広市長	退任 (H26.11.25)

H26.10 ~ H27.12 (五十音順、敬称略)

＜北海道環境審議会 企画部会委員名簿＞

氏名	所属等	備考
愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 准教授	専門委員
石井 一英	北海道大学大学院工学研究院 准教授	
齊藤 隆	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 教授	
鈴木 光	北海学園大学法学部 教授	
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院・公共政策大学院 教授	専門委員
波多野 隆介	北海道大学大学院農学研究院 教授	部会長
浜田 剛一	北海道経済連合会 常務理事	
丸山 博子	丸山環境教育事務所 主宰	
村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院 准教授	専門委員
門谷 茂	北海道大学大学院水産科学研究院・環境科学院 教授	
山中 康裕	北海道大学大学院地球環境科学研究院 教授	
山本 充	小樽商科大学大学院商学研究科 教授	専門委員

H26.10 ～ H27.12（五十音順、敬称略）

3 北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版（原案）に対する 道民意見募集結果（概要）

○ 意見等の募集期間

平成27年11月5日（木）～平成27年12月4日（金）

○ 意見等の募集結果

提出者区分	提出者（団体）数	意見数（延数）
個人	6人	20件
団体	4団体	29件
合計		49件

○ 意見等の反映状況

区 分		意見数
A	意見を受けて案を修正したもの	13件
B	案と意見が同様と考えられるもの	12件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの	16件
D	案に取り入れなかったもの	7件
E	案の内容についての質問等	1件

○ ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方

次のホームページで公開しています。

- ・北海道環境基本計画〔第2次計画〕

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kihonkeikaku.htm>

4 平成 26 年度北海道環境基本計画〔第 2 次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（概要）

北海道環境基本計画〔第 2 次計画〕では、その着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしています。

この資料は、改定前の平成 26 年度に実施した最新の点検・評価結果について、計画に掲げる 5 つの分野（「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」及びこれらの分野の「共通的・基盤的な施策」）ごとの概要をとりまとめたものです。

※ 点検・評価結果（本編）については、道のホームページ（p 資 5 参照）で公開しています。

1 地域から取り組む地域環境の保全

関連指標の状況

「温室効果ガス排出量」は、目標の達成に向けて概ね順調に推移していますが、平成 23 年度は 6,496 万 t-CO₂ となっており、前年度より増加しました。

表 1 関連指標の達成状況等

指標	基準年	実績	目標数値等	達成状況
1-① 温室効果ガス排出量	6,366 万 t-CO ₂ (H2 年度)	6,496 万 t-CO ₂ (H23 年度)	6,078 万 t-CO ₂ (H32 年度)	B-1
1-② 最終エネルギー消費の推移	1,757 万 kl (H16 年度)	1,655 万 kl (H22 年度)	1,702 万 kl (H22 年度)	A
1-③ 新エネルギー導入量	129.3 万 kl (H16 年度)	154.2 万 kl (H22 年度)	193.6 万 kl (H22 年度)	B-2
1-④ 森林の二酸化炭素吸収量	832 万 t-CO ₂ (H15 年度)	937 万 t-CO ₂ (H24 年度)	1,199 万 t-CO ₂ (H22 年度)	B-2

※ 達成状況は A：目標値を達成、B-1：目標値に向け概ね順調に推移、B-2：指標の進展は見られるものの目標値に向けては遅れが見られる、C-1：目標値に近い状況での現状維持、C-2：目標値から遅れが見られる現状維持、D：後退、E：判断不可としています（以下、各分野についても同様）。

平成 25 年度の主な取組

- 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換等を目的に、家庭での節電・省エネの取組実践を促進する「省エネアクションチャレンジ」や「エコドライブ」の普及啓発など、道民とともに取り組む環境行動を推進しました。
- 「北海道グリーンニューディール基金」事業により、地域の多様で豊富な再生可能エネルギーを活用して災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを行う市町村等の取組（木質バイオマスボイラーの導入等）を支援しました。
- 道有林で取得したオフセット・クレジットを道内外の企業に販売することにより、森林整備に対する理解の促進とカーボン・オフセット市場の拡大を図りました。

課題と今後の方向

道民一人当たりの二酸化炭素排出量が 10.4t-CO₂ と全国平均の 9.7t-CO₂ を上回っていることや民生（家庭）部門及び運輸部門からの排出割合が全国に比べ高いことから、道民一人ひとりの日常生活や職場等での排出削減に向けた取組の実践と定着が重要です。また、積雪寒冷・広域分散という本道の地域特性により、化石燃料への依存度が高いことなどから、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。

これらの課題を踏まえ、今後も引き続き、道民・事業者の地球温暖化防止行動を促進するための普及啓発や自発的な活動、省エネ促進・新エネ導入に対する支援、二酸化炭素吸収源対策などの関連施策を推進します。

2 北海道らしい循環型社会の形成

関連指標の状況

「産業廃棄物の再生利用率」及び「未利用バイオマス利活用率」は、すでに目標を達成していますが、「一般廃棄物のリサイクル率」や「認定リサイクル製品数」など一部の指標については、目標の達成に向けて遅れが見られます。

表2 関連指標の達成状況等

指標	基準年	実績	目標数値等	達成状況
2-① 循環利用率	12.1% (H14 年度)	14.5% (H24 年度)	15.0% (H26 年度)	B-1
2-② 最終処分量	192 万 t (H17 年度)	112 万 t (H24 年度)	98 万 t (H26 年度)	B-1
2-③ 一般廃棄物の排出量	1,221g/人・日 (H17 年度)	1,004g/人・日 (H24 年度)	1,000g/人・日 (H26 年度)	B-1
2-④ 産業廃棄物の排出量	41,061 千 t (H14 年度)	38,752 千 t (H24 年度)	37,000 千 t (H26 年度)	B-2
2-⑤ 一般廃棄物のリサイクル率	17.2% (H17 年度)	23.6% (H24 年度)	30.0% (H26 年度)	B-2
2-⑥ 産業廃棄物の再生利用率	51% (H14 年度)	56% (H24 年度)	53% (H26 年度)	A
2-⑦ 廃棄物系バイオマス利活用率	80.0% (H14 年度)	88.2% (H24 年度)	90.0% (H26 年度)	B-1
2-⑧ 未利用バイオマス利活用率	40.0% (H14 年度)	60.4% (H24 年度)	60.0% (H26 年度)	A
2-⑨ 認定リサイクル製品数	87 製品 (H18 年度)	136 製品 (H25 年度)	160 製品 (H26 年度)	B-2
2-⑩ グリーン購入の実施市町村数	101 市町村 (H19 年度)	176 市町村 (H25 年度)	全 (179) 市町村 (H26 年度)	B-1

平成 25 年度の主な取組

- ・ 廃棄物の排出抑制等の取組を行っている模範的な団体を表彰する「北海道ゼロ・エミ大賞」などにより、道民・事業者と連携した3Rの取組を推進しました。
- ・ 「産廃 110 番（フリーダイヤル）」や民間事業者との不法投棄等撲滅協定の運用など、廃棄物の不法投棄対策に取り組みました。
- ・ 本道における多様で豊富なバイオマスの利活用を推進するため、「北海道バイオマス活用推進計画」を策定しました。
- ・ 「北海道リサイクル製品（ブランド）認定制度」の運用により、リサイクル製品の利用拡大を促進しました。
- ・ 循環資源利用促進税を財源に、産業廃棄物の排出削減・リサイクルのための施設整備や技術開発に対する助成、中小企業へのリサイクルアドバイザーの派遣等を行いました。

課題と今後の方向

バイオマスの利活用による地域循環圏の形成に向けて、「バイオマス活用推進計画」に基づき、関係者と連携し、利活用システムの構築や施設整備、技術開発、普及啓発等を進めます。なお、これらの施策は平成 26 年 4 月に循環型社会推進課に新設したバイオマスグループが総合的な企画調整機能を担って進めていきます。

認定リサイクル製品数は増加しているものの、更新がなされず失効する製品もあり、増加が緩やかとなっているため、引き続き認定制度の活用を促すとともに、循環資源利用促進税を活用したりリサイクル関連産業等の支援などにより、リサイクル産業の振興を図ります。

3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

関連指標の状況

「犬・ねこの安楽殺処分数」は、前年に目標を達成しましたが、平成 25 年度もさらに減少しています。また、「自然公園利用者数」は前年と同様全国 8 位となっていますが、5%ほど増加しており、震災後の観光需要の回復などを受けて、減少傾向に歯止めがかかったものと考えられます。

表 3 関連指標の達成状況等

指標	基準年	実績	目標数値等	達成状況
3-① すぐれた自然地域の面積	892,946ha (H18 年度)	895,042ha (H25 年度)	903,000ha (H29 年度)	C-1
3-② 多様な生態系を保全する 森林の箇所数	445 箇所 (H18 年度)	461 箇所 (H25 年度)	484 箇所 (H29 年度)	B-2
3-③ 自然公園利用者数	都道府県順位第 2 位 (H17 年度)	都道府県順位第 8 位 (H24 年度)	都道府県順位第 2 位以内 (H29 年度)	D
3-④ タンチョウの生息数	920 羽 (H16~18 年度)	1,155 羽 (H23~25 年度)	1,305 羽 (H27~29 年度)	B-1
3-⑤ 「アライグマ防除実施計画」の 策定市町村数	65 市町村 (H18 年度)	125 市町村 (H25 年度)	全(179)市町村 (H29 年度)	B-2
3-⑥ 北海道東部地域における エゾシカ個体数指数	133±30 (H18 年度)	123±50 (H25 年度)	25~50 (H29 年度)	B-2
3-⑦ 一人当たり広域都市公園面積	1.9 m ² /人 (H30 年度)	2.5 m ² /人 (H25 年度)	3.0 m ² /人 (H30 年度)	B-1
3-⑧ 水辺に親しめる河川空間整備数	185 河川 (H18 年度)	202 河川 (H25 年度)	205 河川 (H29 年度)	B-1
3-⑨ 道民との協働により育てる 樹木の本数	264 万本 (H16~18 年度)	391 万本 (H20~24 年度)	4,000 万本 (H20~39 年度)	B-2
3-⑩ 広域景観形成推進地域指定の 市町村数	7 市町村 (H18 年度)	7 市町村 (H25 年度)	18 市町村 (H29 年度)	C-2
3-⑪ 犬・ねこの安楽殺処分頭数	9,786 頭 (H18 年度)	3,060 頭 (H25 年度)	4,893 頭 (H29 年度)	A

平成 25 年度の主な取組

- 外来種による生物多様性への影響を防止するため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、「北海道外来種対策基本方針」を策定しました。
- エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進するため「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定したほか、市町村の捕獲事業に対する財政支援や首都圏等におけるエゾシカ肉利用促進プロモーションの実施などを行いました。
- 全道のヒグマ対策の指針となる「北海道ヒグマ保護管理計画」を策定したほか、被害防止及び抑制のための普及啓発や個体群動態等のモニタリング及び調査研究などを実施しました。

課題と今後の方向

道内の自然公園利用者数のさらなる回復に向けて、引き続きすぐれた自然環境を適切に保護・管理するほか、近年、様々なアウトドア活動やより深い自然体験へのニーズが高まっていることを踏まえ、これまで以上に適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会の提供に努めます。

エゾシカについては、その個体数は着実に減少しているものの依然として高水準にあるため、「エゾシカ対策推進条例」に基づき、個体数の適正な管理に向け、捕獲の促進や捕獲の担い手の確保、有効活用の推進など、総合的な対策を進めます。

4 安全・安心な地域環境の確保

関連指標の状況

各種環境基準達成率は比較的良好ですが、汚濁物質が滞留しやすい湖沼等の閉鎖性水域は、水質環境基準達成率が依然として低い状況にあります。また、目標の達成に向けて遅れが見られている「健全な水循環確保のための流域環境保全計画」は、新たに阿寒湖で策定され、計画が策定された流域は全部で7流域となりました。

表4 関連指標の達成状況等

指標	基準年	実績	目標数値等	達成状況
4-① 大気環境基準達成率	100% (H18年度)	100% (H24年度)	100% (H29年度)	A
4-② 水質環境基準達成率	90% (H18年度)	91.2% (H25年度)	100% (H29年度)	C-1
4-③ 汚水処理人口普及率	92.0% (H18年度)	94.2% (H24年度)	94.8% (H29年度)	B-1
4-④ 健全な水循環確保のための 流域環境保全計画策定数	3流域 (H18年度)	7流域 (H25年度)	13流域 (H29年度)	B-2
4-⑤(1) 騒音に関する 環境基準達成率(一般地域)	87.3% (H17年度)	85.0% (H24年度)	100% (H29年度)	C-1
4-⑤(2) 騒音に関する 環境基準達成率(自動車)	89.2% (H17年度)	97.0% (H24年度)	100% (H29年度)	C-1
4-⑤(3) 騒音に関する 環境基準達成率(航空機)	71.4% (H18年度)	50.0% (H25年度)	100% (H29年度)	C-2
4-⑥ 化学物質(ダイオキシン類) 環境基準達成率	100% (H18年度)	100% (H25年度)	100% (H29年度)	A

平成25年度の主な取組

- ・大気環境、公共用水域及び地下水等の常時監視や、汚染発生源となる特定事業場等への立入検査など、監視・指導を行いました。
- ・本道の水環境の保全に取り組む企業等との協働事業である「北海道 e-水プロジェクト」により、地域の湖沼・河川等において水環境の保全に取り組む団体の活動に対し助成を行いました。

課題と今後の方向

一部の湖沼など閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低く、また、農村地帯等の地下水においては環境基準値を超えて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出される事例もあるため、今後とも、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導を効率的かつ効果的に実施していくとともに、関係機関と連携して、生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策にも取り組み、水環境の保全に努めます。

また、引き続き、「健全な水環境の確保のための流域環境保全計画づくりガイド」を活用するなどして、道内の水環境保全活動を行っている団体等に対して助言や支援を行い、流域環境保全計画の策定等を働きかけます。

5 共通的・基盤的な施策

関連指標の状況

日常生活において環境に配慮した行動を行う人(=「環境配慮活動実践者」)の割合は、平成25年度調査で76.8%と目標値を上回り、道民の高い意識が伺われます。そのほか、「北方型住宅のデータ登録戸数」や「汚水処理人口普及率」など着実な進展を見せる指標がある一方で、「有機農業に取り組む農家戸数」や「グリーン購入調達率」など現状維持にとどまる指標も見られます。

表5 関連指標の達成状況等

指標	基準年	実績	目標数値等	達成状況
5-① 「環境配慮活動実践者」の割合	40% (H18年度)	76.8% (H25年度)	70% (H29年度)	A
5-② 環境管理システムの 認証取得事業所数	500事業所 (H18年度)	651事業所 (H25年度)	780事業所 (H29年度)	B-2
5-③ 【再掲】認定リサイクル製品数	87製品 (H18年度)	136製品 (H25年度)	160製品 (H26年度)	B-2
5-④ 【再掲】グリーン購入の 実施市町村数	101市町村 (H19年度)	176市町村 (H25年度)	全(179)市町村 (H26年度)	B-1
5-⑤ クリーン農業に取り組む 生産集団数	311生産集団 (H18年度)	397生産集団 (H25年度)	650生産集団 (H29年度)	B-2
5-⑥ 有機農業に取り組む農家戸数	331戸 (H17年度)	317戸 (H25年度)	1,800戸 (H29年度)	C-2
5-⑦ 北方型住宅として データ登録された戸数	1,457戸 (H17~22年度)	2,474戸 (H17~25年度)	5,000戸 (H17~32年度)	B-1
5-⑧ 【再掲】汚水処理人口普及率	92.0% (H118年度)	94.2% (H24年度)	94.8% (H29年度)	B-1
5-⑨ 道の事務・事業における 温室効果ガスの排出量	271,200t-CO ₂ (H21年度)	266,074t-CO ₂ (H24年度)	241,200t-CO ₂ (H27年度)	B-2
5-⑩ 道におけるグリーン購入調達率	89.0% (H18年度)	88.9% (H25年度)	100% (H29年度)	C-1
5-⑪ 環境分野における 海外からの研修受入人数	5人 (H19年度)	77人 (H20~25年度)	100人 (H20~29年度)	B-1

平成25年度の主な取組

- 本道における環境教育等を一層推進し、道民、事業者、民間団体等や道が協力しながら、道民一人ひとりの具体的な行動を促していくため、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画」を策定しました。
- 道における環境配慮の取組を一層推進するため、環境配慮契約の効果的な導入のあり方や対応の方向などを示した「環境配慮契約の対応方針」を策定しました。

課題と今後の方向

環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、「北海道環境教育等行動計画」に基づき、地域における環境教育の指導者を育成するとともに、家庭、学校、NPO、事業者など様々な主体の連携・協働による取組を進めます。

また、環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業については、消費者の認知度が低いことや有機農業への参入・転換には多くの労力と年月を要することなどにより、生産者数等の増加の傾向が緩やかとなっています。このため、クリーン農業ではクリーン農業技術の開発・普及や消費者の認知度の向上を図るとともに、有機農業では平成25年3月に策定した「北海道有機農業推進計画(第2期)」に基づき、有機農業に取り組む農家等の増加に向けた施策の推進を図ります。

5 「環境問題への関心・考え方について」の道民意識調査結果（概要）

北海道では、道政上の重要課題や主要施策についての世論調査を実施し、道民の道政に対する意向や意識の確かな把握に努めるとともに、政策形成に反映させることを目的として、定期的に「道民意識調査」を実施しています。

この資料は、平成 25 年度に実施した道民意識調査の調査項目のうち「環境問題への関心・考え方について」の調査結果の概要をとりまとめたものです。

○ 道民意識調査の概要（平成 25 年 9 月実施）

<調査項目>

- 1) 北方領土問題について
- 2) 広報誌及び広報番組等について
- 3) 環境問題への関心・考え方について
- 4) 犯罪のない安全で安心な地域づくりについて
- 5) 家庭及び地域の教育力について

<調査の方法>

- 1) 調査地域 北海道全域
- 2) 調査対象 道内に居住する満 20 歳以上の個人
- 3) 標 本 数 1,900 サンプル
- 4) 地 点 数 190 地点
- 5) 抽出方法 層化二段無作為抽出法
- 6) 調査方法 郵送配付、郵送回収
- 7) 調査期間 平成 25 年 9 月

<調査実施機関>

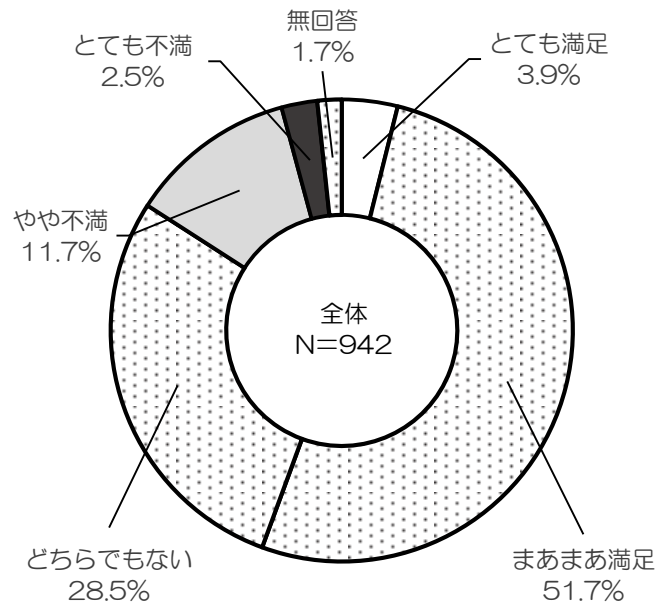
株式会社サンコー

<調査回収状況>

有効回収数（率） 942（49.6%）

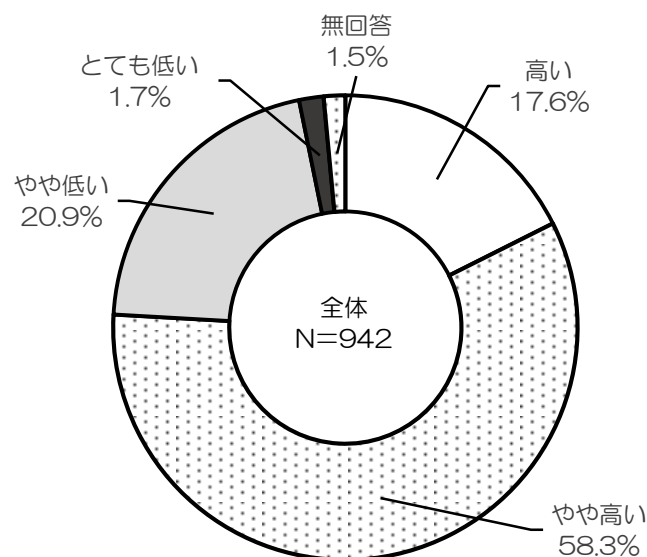
○ 調査項目「環境問題への関心・考え方について」の調査結果概要

問1 現在、あなたは北海道の環境の状況について、どの程度満足していますか。
次の中から1つだけお選びください。



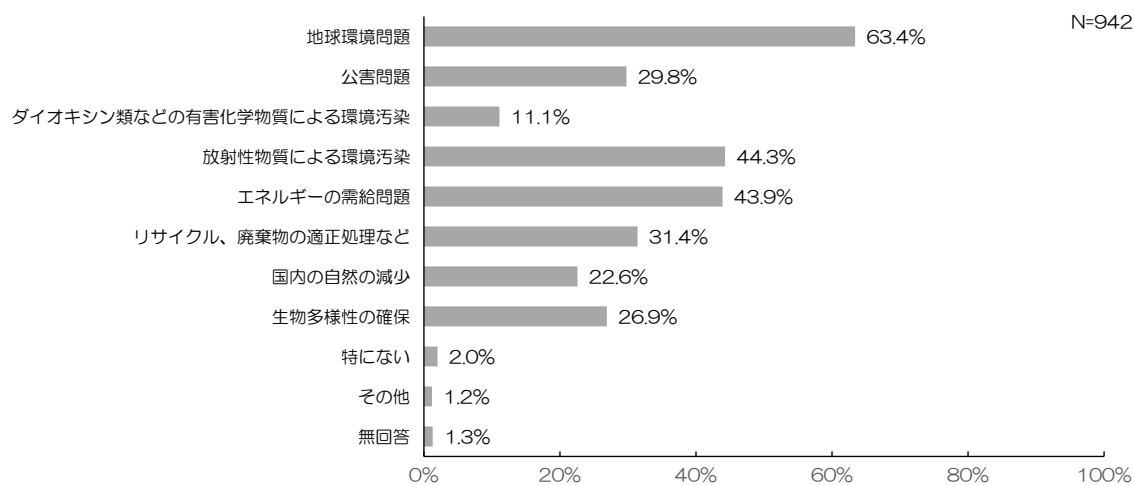
「まあまあ満足している」(51.7%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「どちらでもない」(28.5%)、「やや不満である」(11.7%)の順となっている。

問2 あなたは、環境問題（地球規模から身近な問題までを含む）にどの程度関心がありますか。次の中から1つだけお選びください。



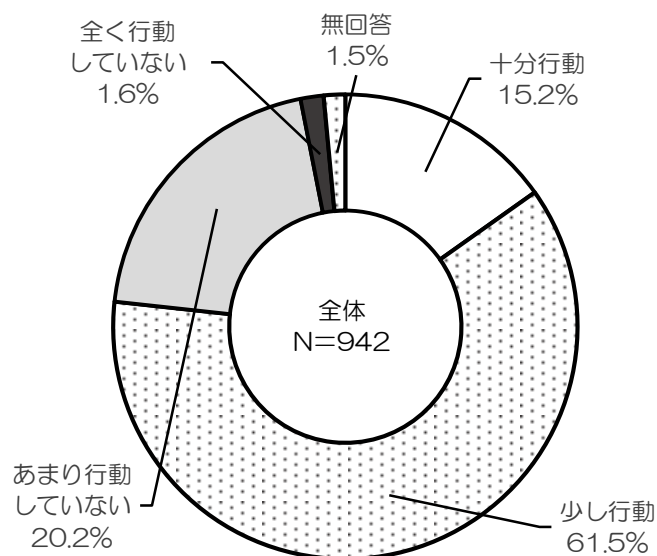
「関心はやや高い」(58.3%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「関心はやや低い」(20.9%)、「高い関心がある」(17.6%)の順となっている。

問3 あなたにとって関心の高い環境問題について、次の中から3つまでお選びください。



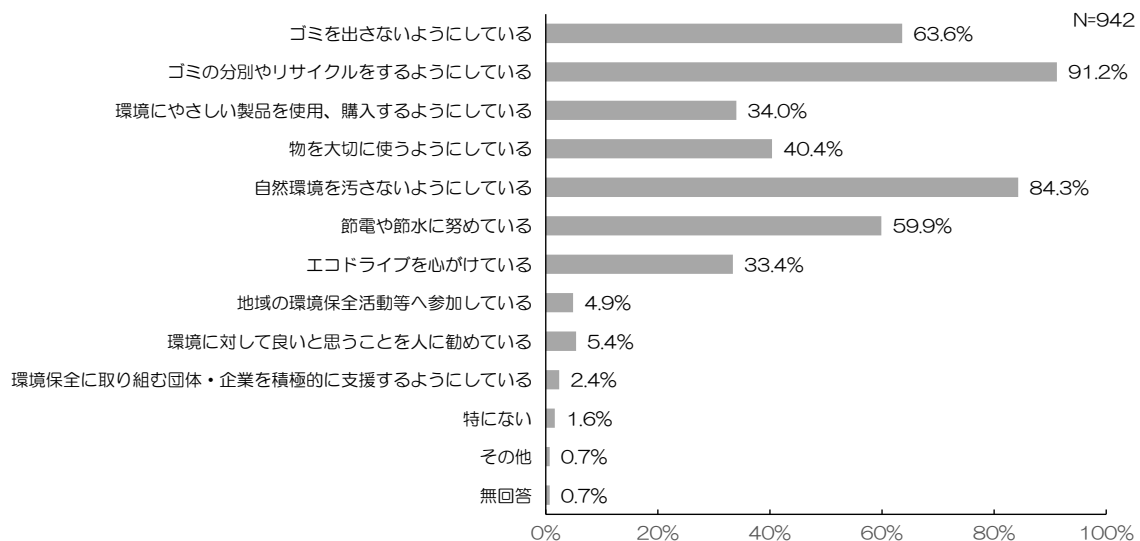
「地球環境問題」(63.4%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「放射性物質による環境汚染」(44.3%)、「エネルギーの需給問題」(43.9%)の順となっている。

問4 あなたは、日常生活において環境に配慮した行動をどの程度行っていますか。次の中から1つだけお選びください。



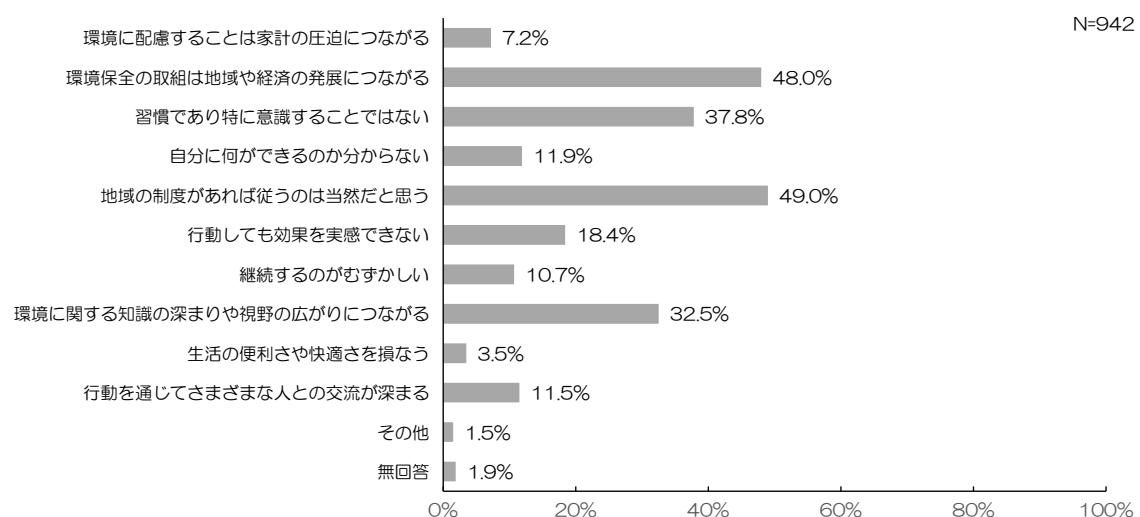
「少し行動している」(61.5%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「あまり行動していない」(20.2%)、「十分行動している」(15.2%)の順となっている。

問5 あなたが日常生活で心がけている環境に配慮した行動について、次の中からいくつでもお選びください。



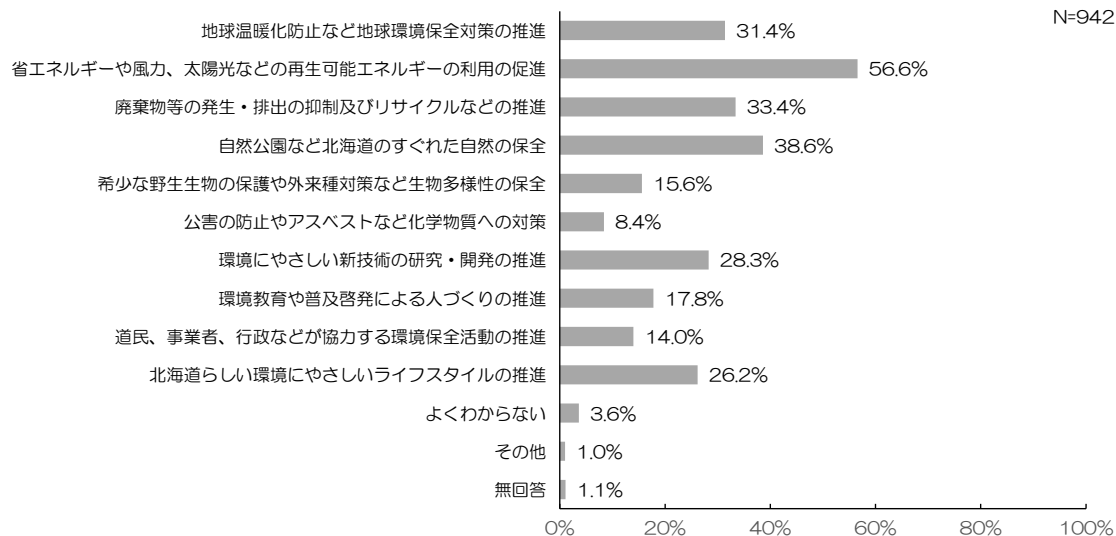
「ゴミの分別やりサイクルをするようにしている」(91.2%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「自然環境を汚さないようにしている」(84.3%)、「ゴミを出さないようにしている」(63.6%)の順となっている。

問6 実行の有無は別として、あなたは環境に配慮した行動について、どのように思いますか。あなたの考え方に近いものを次の中から3つまでお選びください。



「地域の制度があれば従うのは当然だと思う」(49.0%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「環境保全の取組は地域や経済の発展につながる」(48.0%)、「習慣であり特に意識することではない」(37.8%)の順となっている。

問7 あなたは、環境への負担が少なくきれいな北海道を保ち続けていくためには、どのようなことを重視して進めていくべきだと思いますか。次の中から3つまでお選びください。



「省エネルギーや風力、太陽光などの再生可能エネルギーの利用の促進」(56.5%)と答えた人の割合が最も高く、次いで「自然公園など北海道のすぐれた自然の保全」(38.6%)、「廃棄物等の発生・排出の抑制及びリサイクルなどの推進」(33.4%)の順となっている。

6 北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）

北海道環境基本条例

平成8年10月14日 条例第37号
改正 平成11年12月17日 条例第59号
〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第1条による改正〕
改正 平成21年3月31日 条例第15号
〔北海道条例の整備に関する条例第27条による改正〕

北海道環境基本条例をここに公布する。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針（第9条）

第2節 環境基本計画（第10条）

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等（第11条—第29条）

第4節 地球環境保全のための施策（第30条・第31条）

附則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済構造の在り方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわしい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさを感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成11年条例59号〕

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有す

る。

2 道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第5条 削除

削除〔平成11年条例59号〕

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(道民の責務)

第7条 道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第2章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

（環境への配慮等）

第11条 道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

2 道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。

3 知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（環境影響評価の推進）

第12条 道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制等の措置）

第13条 道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

2 道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（助成の措置等）

第14条 道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

（良好な環境の保全に関する施設の整備等）

第15条 道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第16条 道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設

の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

（野生生物の保護管理）

第 17 条 道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第 18 条 道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（良好な水環境の保全等）

第 19 条 道は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（身近な緑や水辺との触れ合いづくり等）

第 20 条 道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（環境学習の推進）

第 21 条 道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第 22 条 道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（情報の提供）

第 23 条 道は、第 21 条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施）

第 24 条 道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

（試験研究体制の整備等）

第 25 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の環境管理の促進）

第 26 条 道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（道民の意見の反映）

第 27 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第 28 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第 29 条 道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 節 地球環境保全のための施策

（地球環境保全のための行動の促進）

第 30 条 道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

（地球環境保全のための国際協力）

第 31 条 道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 27 条第 2 項及び附則第 2 項（北海道公害防止条例第 16 条の改正規定に限る。）の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(北海道公害防止条例の一部改正)

- 2 北海道公害防止条例(昭和46年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道環境影響評価条例の一部改正)

- 3 北海道環境影響評価条例(昭和53年北海道条例第29号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然環境等保全条例の一部改正)

- 4 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

- 5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成11年12月17日条例第59号)

〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(後略)